

第六十八回国会 外務委員会 議 録 第一号

本国会召集日(昭和四十六年十二月二十九日)(水曜日)(午前零時現在)における本委員は、次の通りである。

委員長 田中 榮一君

理事 青木 正久君 理事 坂本三十次君
理事 正啓次郎君 理事 永田 亮一君
理事 山田 久就君 理事 松本 七郎君
理事 西中 清君 理事 曾根 益君
理事 池田正之輔君 理事 石井 一君
理事 宇都宮徳馬君 理事 木村 武雄君
理事 北澤 直吉君 理事 鯨岡 兵輔君
理事 小坂徳三郎君 理事 竹内 黎一君
理事 西銘 順治君 理事 野田 武夫君
理事 福田 篤泰君 理事 福永 一臣君
理事 豊 永光君 理事 勝間田清一君
理事 黒田 寿男君 理事 堂森 芳夫君
理事 三宅 正一君 理事 中川 嘉美君
理事 渡部 一郎君 理事 松本 善明君

昭和四十七年二月一日

田中榮一君委員長辞任につき、その補欠として櫻内義雄君が議院において、委員長に選任された。

昭和四十七年三月八日(水曜日)

午後零時三十八分開議

出席委員

委員長 櫻内 義雄君

理事 青木 正久君 理事 坂本三十次君
理事 正啓次郎君 理事 永田 亮一君
理事 山田 久就君 理事 松本 七郎君
理事 西中 清君 理事 曾根 益君
理事 石井 一君 理事 西銘 順治君
理事 福田 篤泰君 理事 豊 永光君
理事 黒田 寿男君 理事 三宅 正一君

松本 善明君

出席国務大臣

外務 大臣 福田 赳夫君

出席政府委員

外務政務次官 大西 正男君

外務省条約局長 高島 益郎君

委員外の出席者

外務大臣官房外務参事官 御巫 清尚君

外務省条約局外務参事官 穂崎 巧君

外務省情報文化局文化事業部長 加川 隆明君

外務委員会調査室長 吉岡 俊夫君

委員の異動

一月二十九日 松本 善明君 補欠選任 不破 哲三君

二月一日 石井 一君 補欠選任 櫻内 義雄君

北澤 直吉君 補欠選任 大平 正芳君

田中 榮一君 補欠選任 石井 一君

竹内 黎一君 補欠選任 田村 元君

同日 豊 永光君 補欠選任 松浦周太郎君

同日 辞任 松浦周太郎君 補欠選任 豊 永光君

三月七日 辞任 不破 哲三君 補欠選任 谷口善太郎君

同日 同日

辞任 谷口善太郎君 補欠選任 不破 哲三君

同日 辞任 不破 哲三君 補欠選任 松本 善明君

同日 辞任 松本 善明君 補欠選任 不破 哲三君

同日 同日

二月八日 外務公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同(中嶋英夫君紹介)(第四七五号)
同(山中吾郎君紹介)(第四七六号)
同(山本弥之助君紹介)(第四七七号)
同(佐々木良作君紹介)(第五一五号)
同(西中清君紹介)(第五一六号)
同(門司亮君紹介)(第五一七号)
同(和田耕作君紹介)(第五一八号)
同(石井一君紹介)(第五四八号)
同(江田三郎君紹介)(第五四九号)
同(菊池義郎君紹介)(第五五〇号)
同(小坂徳三郎君紹介)(第五五一号)
同(坂本三十次君紹介)(第五五二号)
同(地崎宇三郎君紹介)(第五五三号)
同(原田憲君紹介)(第五五四号)
同(保利茂君紹介)(第五五五号)
同月二十九日

世界連邦建設の決議に関する請願(細谷治嘉君紹介)(第六五三三号)
同(栗山ひで君紹介)(第六五四号)
同(田中榮一君紹介)(第六八三三号)
同(渡部一郎君紹介)(第六八四四号)
三月四日

世界連邦建設の決議に関する請願(北澤直吉君紹介)(第八五九号)
同(安井吉典君紹介)(第八六〇号)
同(西村直己君紹介)(第九二六号)
同(八田貞義君紹介)(第九二七号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
国政調査承認要求に関する件
外務公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)
国際交流基金法案(内閣提出第五六号)
千九百七十一年の国際小麦協定の締結について承認を求めるの件(条約第一号)
国際電気通信衛星機構(インテルサット)に関する協定の締結について承認を求めるの件(条約第二号)

税関における物品の評価に関する条約の締結について承認を求めるの件(条約第六号)

○櫻内委員長 これより会議を開きます。

この際、一言ごあいさつを申し上げます。
このたび、重ねて当委員会の委員長としてその重責をになうことになりました。まことに微力ではございますが、委員各位の御協力を得まして大過なきを期してまいりたいと存じます。何とぞ各位の御支援をお願い申し上げます。何とぞ各位の御支援をお願い申し上げます。何とぞ各位の御支援をお願い申し上げます。(拍手)

○櫻内委員長 国政調査承認要求に関する件についておはかりいたします。

本委員会といたしましては、国際情勢に関する事項について調査をいたしたいと存じますので、この旨議長に承認を求めたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○櫻内委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○櫻内委員長 次に、外務公務員法の一部を改正する法律案、国際交流基金法案、千九百七十一年の国際小麦協定の締結について承認を求めるの件、国際電気通信衛星機構(インテルサット)に関する協定の締結について承認を求めるの件及び税関における物品の評価に関する条約の締結について承認を求めるの件、以上五案件を一括議題として、順次政府から提案理由の説明を聴取いたします。外務大臣福田赳夫君。

外務公務員法の一部を改正する法律案
国際交流基金法案
千九百七十一年の国際小麦協定の締結について承認を求めるの件
国際電気通信衛星機構(インテルサット)に関する協定の締結について承認を求めるの件

る協定の締結について承認を求めるの件
税関における物品の評価に関する条約の締結について承認を求めるの件
〔本号末尾に掲載〕

○福田田務大臣 ただいま議題となりました法律案二件及び条約等三件につきまして、提案の理由を御説明いたします。

最初に、外務公務員法の一部を改正する法律案につきまして、まず、特命全權大使及び特命全權公使の待命制度に関する条文の整備を行なうとともに、待命の期限を特別の場合には延長することとができるようにしております。すなわち、待命中の大使及び公使が、特派大使、政府代表等の特別の任務に従事している場合には、その待命の期間が一年をこえた場合でも、その任務の重要性及び対外関係を考慮して、その任務が終了するまでは、大使及び公使の職を免ぜられないようにするものであります。

さらに、この法律においては、在外公館に勤務する外務公務員の休暇帰国制度を改正し、現在、在外勤務期間が四年をこえる職員に対し、一在勤期間中一回限り許可することができることとなつてゐるのを、今後は、三年をこえる職員に対しても、三年につき一回許可することができるようになつております。休暇帰国の趣旨は、在外職員の健康保持、変化する国内情勢の把握、本省との事務打ち合わせないし担当職務の変更に伴う研修などであり、このためには、在外勤務があまり長期にならないうちに休暇帰国の機会を与えることが、その後の職務遂行にきわめて有益であることと認められるほか、諸外国においてもおおむね一年ないし二年につき休暇帰国を実施しておられますので、わが国においても休暇帰国に必要な在外勤務年限を短縮することとした次第であります。

次に、国際交流基金法案につきまして、今日わが国をめぐる国際環境を考えますと、国と国との長期的な信頼関係の基礎づくりが何よりも肝要で

ありますが、そのためには、国民相互の間の心と心の触れ合いをつちから人物交流を中心とする海外との文化交流を安定した財政的基盤と機構の上に強力に推進することが急務であります。かかる観点から、この法律案におきまして、わが国に対する諸外国の理解を深め、国際相互理解を増進するとともに、国際友好親善を促進するため、国際文化交流事業を効率的に行なうことを目的とする特殊法人国際交流基金を設立いたします。

この基金に対しましては、政府から百億円を出資いたし、また、民間からの出資をも合わせまして基金の資本金とし、その運用益等をもつて前述の目的達成のために人物の派遣及び招聘、日本研究、文化的催し、文化資料の作成等の業務を行なうことといたしております。

この基金は、外務大臣の監督を受け、役員として理事長一名、理事四名以内、監事一名を置くほか、基金の運営上の重要事項審議のため、運営審議会を設けることといたしております。

以上が法律案二件の提案理由及びその概要であります。

何とぞ慎重御審議の上すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

続いて、条約等につきまして御説明いたします。

まず、千九百七十一年の国際小麦協定の締結について承認を求めるの件につきまして、この協定は、一九六七年の国際穀物協定にかわるものとして、昨年一月から二月にかけてジュネーブで開催されました国際連合小麦会議において採択されたものであります。

この協定は、一九六七年の国際穀物協定と同様、小麦貿易規約と食糧援助規約との二部からなつております。小麦貿易規約は、小麦の価格並びにこれに関連する権利及び義務についての規定が削除されております点を除きましては、ほぼ一九六七年の国際穀物協定の小麦貿易規約の規定を踏襲しております。小麦の市況の安定化等について規定しております。食糧援助規約も、ほぼ一

九六七年の国際穀物協定の食糧援助規約の規定を踏襲してありまして、開発途上にある国に対する食糧援助について規定しております。

この協定を締結いたしますことは、小麦の安定した供給が期待されること、開発途上にある国の食糧援助の解決に貢献することとなること等の見地から、わが国にとりまして有益であると考えられます。なお、わが国といたしましては、この協定の食糧援助規約に基づく援助を米または農産物資で行なう方針でありますので、同規約にその旨の留保を付しました。

次に、国際電気通信衛星機構（インテルサット）に関する協定の締結について承認を求めるの件につきまして、この協定は、その作成のための国際会議が、通信衛星による国際通信の拡充に関心を有する多数の国の参加を得て一九六九年二月以降数回にわたって開催されました結果、昨年四月から五月にかけてワシントンでわが国を含む七十八カ国が参加して開催されました会議において採択されたものであります。

この協定の内容は、国際通信衛星組織を確定的な基礎の上に設定するため、インテルサットと略称されます国際電気通信衛星機構を設立すること、国際公衆電気通信業務に必要な通信衛星及び関連施設からなる宇宙部分がインテルサットによって提供されること、インテルサットの構成及び財政原則等について規定するものであります。

わが国といたしましては、インテルサットによって設定される国際通信衛星組織が国際通信において重要な役割を果たすものであると考えておりますので、この協定を締結いたしますことは、わが国をめぐる国際通信を拡充する上に有益であると考えられるのであります。

最後に、税関における物品の評価に関する条約の締結について承認を求めるの件につきまして、この条約は、西欧諸国の代表から構成された欧州関税同盟研究団による検討の結果一九五〇年十二月にブラッセルで作成されたものでありまして、

この条約の目的は、価額を課税標準として関税を課する場合の物品の価額の定義を定めることによりまして、税関における物品の評価方式の統一をはかり、もって関税交渉及び貿易統計の比較等を容易にすることにあります。

近年におけるわが国の貿易活動の拡大、及びそれに伴ってわが国の関税制度に対する諸外国の関心が高まってきているという事実を照らしますことは、わが国がこの条約の締結国となりますことは、関税制度の国際的な統一と貿易活動の円滑化をはかる見地からきわめて有意義であると考えられます。

よって、以上条約等三件の締結について御承認を求める次第であります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御承認あらんことを希望いたします。

○櫻内委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

各案件に対する質疑は後日行なうことといたします。

次回は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十八分散会

外務公務員法の一部を改正する法律案

外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中、「又は臨時の職務を処理するために外国に派遣されるまで」を削り、同条第三項中「臨時に」の下に、「第二十一条第三号から第六号までに掲げる者の職務又はこれらに準ずる職務（以下「特派大使等の職務」という。）その他を

加え、同条第五項中「前三項」を「第二項から前項まで」に、「除く外」を「除くほか」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、「臨時に」の下に「特派大使等の職務その他」を加え、「除く外」を「除くほか」に改め、同

項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 待命の大使又は公使は、前項の規定により特派大使等の任務に従事している間にその待命の期間が一年を経過するに至つた場合には、第二項の規定にかかわらず、その任務を終了するまでの間は、その職を免ぜられない。

第二十三条第一項中「四年」を「三年」に改め、「対し」の下に、「三年につき一回」を加え、「一回に限り、休暇」を「の休暇」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

大使及び公使の待命制度を整備するとともに、在外職員に休暇帰国制度を改訂する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国際交流基金法案

国際交流基金法

目次

- 第一章 総則（第一条・第九条）
- 第二章 役員及び職員（第十条・第二十条）
- 第三章 運営審議会（第二十一条・第二十二條）
- 第四章 業務（第二十三条・第二十四條）
- 第五章 財務及び会計（第二十五条・第三十五条）
- 第六章 監督（第三十六条・第三十七條）
- 第七章 雑則（第三十八條・第四十条）
- 第八章 罰則（第四十一条・第四十三條）

第一章 総則

（目的）

第一条 国際交流基金は、わが国に対する諸外国の理解を深め、国際相互理解を増進するとともに、国際友好親善を促進するため、国際文化交流事業を効率的に行ない、もつて世界の文化の向上及び人類の福祉に貢献することを目的とする。

（法人格）
第二条 国際交流基金（以下「基金」という。）は、法人とする。

（事務所）
第三条 基金は、主たる事務所を東京都に置く。

2 基金は、外務大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（資本金）

第四条 基金の資本金は、次に掲げる金額の合計額とする。

- 一 百億円
- 二 基金の設立に際し、政府以外の者が出資する金額

2 政府は、前項第一号の百億円を出資するものとする。

3 基金は、必要があるときは、外務大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

4 政府は、前項の規定により基金がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、基金に出資することができる。

5 政府は、第三項の規定により基金がその資本金を増加するときは、金銭以外の財産を出資の目的として基金に出資することができる。

6 前項の規定により出資の目的とする金銭以外の財産の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員の評価した価額とする。

7 前項に規定する評価委員その他同項の評価に關し必要な事項は、政令で定める。

（持分の払戻し等の禁止）
第五条 基金は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 基金は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

（持分の譲渡等）
第六条 政府以外の出資者は、その持分を譲渡することができる。

2 政府以外の出資者の持分の移転は、取得者の氏名又は名称及びその住所を出資者原簿に記載

した後でなければ、基金その他の第三者に対抗することができない。

(登記)

第七条 基金は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第八条 基金でない者は、国際交流基金という名称を使用してはならない。

(民法の準用)

第九条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、基金について準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第十条 基金に、役員として、理事長一人、理事四人以内及び監事一人を置く。

2 基金に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事二人以内を置くことができる。

(役員の職務及び権限)

第十一条 理事長は、基金を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して基金の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、基金の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は外務大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命)

第十二条 理事長及び監事は、外務大臣が任命する。

2 理事は、理事長が外務大臣の認可を受けて任命する。

(役員の任期)

第十三条 理事長及び理事の任期は、四年とし、

監事の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員欠格事項)

第十四条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)は、役員となることができない。

(役員解任)

第十五条 外務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 外務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、外務大臣の認可を受けなければならない。

(役員兼職禁止)

第十六条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、外務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十七条 基金と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が基金を代表する。

(代理人の選任)

第十八条 理事長は、理事又は基金の職員のうちから、基金の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第十九条 基金の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第二十条 基金の役員及び職員は、刑法(明治四

十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 運営審議会

(運営審議会)

第二十一条 基金に、運営審議会を置く。

2 運営審議会は、理事長の諮問に応じ、基金の業務の運営に関する重要事項を審議する。

3 運営審議会は、基金の業務の運営につき、理事長に対して意見を述べることができる。

4 運営審議会は、委員二十人以内で組織する。

(委員)

第二十二条 委員は、基金の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、外務大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

2 委員の任期は、二年とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 第十五条第二項及び第三項の規定は、委員について準用する。

第四章 業務

(業務の範囲等)

第二十三条 基金は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 国際文化交流の目的をもつて行なう人物の派遣及び招へい

二 海外における日本研究に対する援助及びあつせん並びに日本語の普及

三 国際文化交流を目的とする催しの実施、援助及びあつせん並びにこれへの参加

四 日本文化を海外に紹介するための資料その他国際文化交流に必要な資料の作成、収集、交換及び頒布

五 国際文化交流を行なうために必要な調査及び研究

六 前各号の業務に附帯する業務

七 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するため必要な業務

基金は、前項第七号に掲げる業務を行なおうとするときは、外務大臣の認可を受けなければならない。

ならない。

3 基金は、その業務を円滑かつ効果的に行なうため、関係の行政機関その他の機関及び団体と緊密に連絡するものとする。

(業務方法書)

第二十四条 基金は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、外務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、外務省令で定める。

第五章 財務及び会計

(事業年度)

第二十五条 基金の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事業計画等の認可)

第二十六条 基金は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、外務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第二十七条 基金は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。を作成し、当該事業年度の終了後四月以内に外務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 外務大臣は、やむを得ない事情があると認めるときは、基金の申出により、二月をこえない範囲内において、前項の期間を延長することができる。

3 基金は、第一項の規定により財務諸表を外務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけないならない。

(書類の送付)

第二十八条 基金は、第二十六条又は前条第一項の規定による認可又は承認を受けたときは、当

該認可又は承認に係る事業計画、予算及び資金計画に關する書類又は財務諸表を政府以外の出資者に送付しなければならぬ。

(利益及び損失の処理)

第二十九條 基金は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならぬ。

2 基金は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならぬ。

(短期借入金)

第三十條 基金は、外務大臣の認可を受けて、短期借入金を行うことができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、外務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(運用資金)

第三十一條 基金は、業務の運営に必要な経費の財源をその運用によつて得るために運用資金を設け、第四條第二項及び第四項の規定により政府が出資した金額をこれに充てなければならない。

2 前項の運用資金(以下「運用資金」という。)は、政令で定める場合を除くほか、取りくずしてはならない。

(運用資金及び余裕金の運用)

第三十二條 基金は、次の方法による場合を除くほか、運用資金及び業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債又は地方債の取得

二 銀行への預金又は郵便貯金

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

四 前三号の方法に準ずるものとして政令で定める方法

(財産の処分等の制限)

第三十三條 基金は、外務省令で定める重要な財産を譲り受け、貸し付け、譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、外務大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第三十四條 基金は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、外務大臣の承認を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

(外務省令への委任)

第三十五條 この法律に規定するもののほか、基金の財務及び会計に關し必要な事項は、外務省令で定める。

第六章 監督

第三十六條 基金は、外務大臣が監督する。

2 外務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金に対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第三十七條 外務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金に対して業務及び資産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に基金の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章 雜則

(出資者原簿)

第三十八條 基金は、出資者原簿を備えて置かなければならない。

2 出資者原簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 出資の引受け及び出資金の払込み又は出資の目的たる金銭以外の財産の給付の年月日

三 出資額

3 政府以外の出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることができる。

(解散)

第三十九條 基金は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額を限度として分配するものとする。

2 前項に規定するもののほか、基金の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第四十條 外務大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第四條第三項、第二十三條第二項、第二十四條第一項、第二十六條、第三十條第一項若しくは第二項ただし書又は第三十三條の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十四條第二項、第三十三條又は第三十五條の規定により外務省令を定めようとするとき。

三 第二十七條第一項又は第三十四條の規定による承認をしようとするとき。

第八章 罰則

第四十一條 第三十七條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした基金の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第四十二條 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした基金の役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律により外務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第七條第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。

二 第二十三條第一項に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第三十一條第二項の規定に違反して運用資金を取りくずしたとき。

五 第三十二條の規定に違反して運用資金又は業務上の余裕金を運用したとき。

六 第三十六條第二項の規定による外務大臣の命令に違反したとき。

第四十三條 第八條の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

第二条 第四條第二項の規定による政府の出資については、基金の設立に際して五十億円を出資し、昭和四十八年度において残余の額を出資するものとする。この場合において、同年度における残余の額の出資については、同条第三項及び第四項の規定の適用はないものとする。

2 第四條第一項第一号の規定にかかわらず、同号に掲げる金額は、昭和四十七年度においては五十億円とし、昭和四十八年度においては、前項の規定による同年度の出資が完了するまでの間は、五十億円と同項の残余の額のうち出資のあつた額との合計額とする。

(基金の設立)

第三条 外務大臣は、基金の理事長又は監事となるべき者を指定する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、基金の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

- 3 外務大臣は、設立委員を命じて、基金の設立に關する事務を処理させる。
 - 4 設立委員は、政府以外の者に対し、基金に対する出資を募集しなければならない。
 - 5 設立委員は、前項の募集が終わつたときは、外務大臣に対し、設立の認可を申請しなければならない。
 - 6 設立委員は、前項の認可を受けたときは、政府及び出資の募集に応じた政府以外の者に対し、出資金の払込みを求めなければならない。
 - 7 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。
 - 8 第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前項の事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。
 - 9 基金は、設立の登記をすることによつて成立する。
- (國際文化振興会からの引継ぎ)
- 第四條 昭和九年四月十一日に設立された財団法人國際文化振興会(以下「振興会」という。)は、寄附行為で定めるところにより、設立委員に対し、基金においてその一切の權利及び義務を承継すべき旨を申し出ることができる。
- 2 設立委員は、前項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、外務大臣の認可を申請しなければならない。
 - 3 前項の認可があつたときは、振興会の一切の權利及び義務は、基金の成立の時に於いて基金に承継されるものとし、振興会は、その時に於いて解散するものとする。この場合において、他の法令中法人の解散及び清算に關する規定は、適用しない。
 - 4 基金は、前項の規定により振興会の權利及び義務を承継した場合において、その資産の価額から負債の価額を控除した残額に相當する金額

- は、資本剰余金として積み立てなければならない。
- 5 第三項の規定により振興会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。(経過規定)
 - 第五條 この法律の施行の際現に國際交流基金という名称を使用している者については、第八條の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。
 - 第六條 基金の最初の事業年度は、第二十五條の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和四十八年三月三十一日に終わるものとする。
 - 第七條 基金の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第二十六條中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「基金の成立後遅滞なく」とする。
 - (所得税法の一部改正)
 - 第八條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。
別表第一第一号の表中國際觀光振興会の項の次に次のように加える。

國際交流基金	國際交流基金法(昭和四十七年法律第
号)	四十七号)
 - (法人税法の一部改正)
 - 第九條 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。
別表第二第一号の表中國家公務員の団体(法人であるものに限る。)の項の次に次のように加える。

國際交流基金	國際交流基金法(昭和四十七年法律第
号)	四十七号)
 - (地方税法の一部改正)
 - 第十條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
第七十二條の五第一項第四号中「並びに預金

- 保險機構」を、「預金保險機構並びに國際交流基金」に改める。
- (外務省設置法の一部改正)
- 第十一條 外務省設置法(昭和二十六年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。
第十三條第一項に次の一号を加え、同條第二項中「第六号」を「第七号」に改める。
七 國際交流基金を監督すること。
- 理由
- わが国に対する諸外國の理解を深め、國際相互理解を増進するとともに、國際友好親善を促進する見地から、國際文化交流事業を効率的に行なうことを目的とする國際交流基金を設立する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。
- 千九百七十一年の國際小麦協定の締結について承認を求めるの件
- 千九百七十一年の國際小麦協定を、同協定の食糧援助規約に別紙の留保を付して締結することについて、日本國憲法第七十三條第三号ただし書の規定に基づき、國會の承認を求める。
- [別紙]
- 千九百七十一年の國際小麦協定の食糧援助規約第二條の規定に關する日本國政府の留保
- 日本國政府は、米(非締約國である開發途上にある國において生産されたものを除外しない)の形態で又は受益國が要請する場合には農業物資の形態で援助を供与することにより第二條の規定に基づく義務を履行する權利を留保する。
- 理由
- この協定は、千九百六十七年の國際穀物協定に代わるものであつて、小麦の需給關係を安定させること及び開發途上にある國の食糧問題の解決に貢献することを目的としており、この協定を締結することは、國際協力の促進の見地からも有益であると認められる。わが國としては、この協定の食糧援助規約に基づく援助を米又は農業物資で行なう方針であるので、同規約にその旨の留保を付してこの協定を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

- 千九百七十一年の國際小麦協定
- 前文
- 千九百七十一年の國際連合小麦會議は、千九百四十九年の國際小麦協定が千九百五十二年、千九百五十六年、千九百五十九年、千九百六十二年、千九百六十五年、千九百六十六年及び千九百六十七年に修正され、更新され又はその有効期間が延長されたことを考慮し、小麦貿易規約及び食糧援助規約で構成される千九百六十七年の國際穀物協定が千九百七十一年六月三十日に効力を失ふこと及び新たな期間についての協定を締結することが望ましいことを考慮して、この千九百七十一年の國際小麦協定が、(a)千九百七十一年の小麦貿易規約及び(b)千九百七十一年の食糧援助規約の二の別個の法的文書で構成されること、並びに千九百七十一年の國際連合小麦會議に代表を派遣した政府及び千九百六十七年の國際穀物協定の小麦貿易規約の締約國政府が、それぞれ自國の憲法上の手続に従ひ千九百七十一年の小麦貿易規約又は千九百七十一年の小麦貿易規約及び千九百七十一年の食糧援助規約の双方の署名、批准、受諾又は承認のための手続をとることを合意した。
- 千九百七十一年の小麦貿易規約
- 第一部 總則
- 第一條 目的
- この規約の目的は、次のとおりとする。

- (a) 小麦の貿易が他の農産物の市場の経済的安定性に關連することを認識して世界的小麦問題に關し國際協力を促進すること。
- (b) 小麦及び小麦粉の國際貿易の拡大を促進し、加盟輸出国及び加盟輸入国の双方の利益のためその貿易のできる限り自由な流れを確保し、かつ、このようにして、経済が小麦の商業的売渡しに依存している国の發展に寄与すること。
- (c) 加盟輸入国及び加盟輸出国の双方の利益のため可能な最大限度まで國際小麦市場の安定に寄与すること。
- (d) 第二十一条の規定に従い、小麦の価格並びに小麦の國際貿易についての加盟国の権利及び義務に關連する規定の交渉の基礎を提供すること。

第二章 定義

この規約の適用上、

- (1) (a) 「理事会」とは、千九百四十九年の國際小麦協定によつて設立され、かつ、第十条の規定に基づいて存続する國際小麦理事會をいう。
- (b) 「加盟国」とは、この規約の締結国及び第二十八条(3)の規定に従つて通告が行なわれた領域又は領域の集團をいう。
- (c) 「加盟輸出国」とは、附表Aに掲げる加盟国をいう。
- (d) 「加盟輸入国」とは、附表Bに掲げる加盟国をいう。
- (e) 「領域」とは、加盟輸出国又は加盟輸入国に對するときは、この規約に基づき当該加盟国の権利及び義務が第二十八条の規定に基づいて及び領域を含む。
- (f) 「執行委員会」とは、第十五条の規定に基づいて設立される委員會をいう。
- (g) 「市況に關する諮問小委員會」とは、第十六条の規定に基づいて設立される小委員會をいう。
- (h) 「穀物」とは、小麦、ライ麦、大麦（はだか麦を含む）、オート、とうもろこし及びソル

ガムをいう。

- (i) 「小麦」とは、小麦粒（種類、銘柄、等級又は品質のいかんを問わない）及び、文脈によつて別に解釈される場合を除くほか、小麦粉をいう。
- (j) 「收穫年度」とは、七月一日から六月三十日までの期間をいう。
- (k) 「ブッシュェル」とは、小麦については、常衡六十ポンド又は二七・二一五キログラムをいう。
- (l) 「メートル・トン」又は千キログラムとは、小麦については、三六・七四三七一ブッシュェルをいう。
- (m) 「買入れ」とは、加盟輸出国又は加盟輸出国以外の国から輸出された小麦又は輸出されることとなる小麦の輸入のための買入れ（又は、文脈により、このようにして買入れられた小麦の數量）をいう。
- (n) 「売渡し」とは、加盟輸入国又は加盟輸入国以外の国が輸入した小麦又は輸入することとなる小麦の輸出のための売渡し（又は、文脈により、このようにして売渡された小麦の數量）をいう。
- (o) 買入れ又は売渡しというときは、關係政府間で行なわれる買入れ又は売渡しのみではなく、民間貿易業者間で行なわれる買入れ又は売渡し及び民間貿易業者と關係政府との間で行なわれる買入れ又は売渡しをもいう。この定義において、「政府」とは、この規約を批准し、受諾し若しくは承認し又はこれに加入する政府の権利及び義務が第二十八条の規定に基づいて及び領域の政府を含む。
- (p) 「千九百七十一年の國際連合小麦會議に代表を派遣した政府」というときは、欧州經濟共同体を含む。したがつて、政府による署名並びに批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託及び暫定的適用宣言というときは、欧州

經濟共同体については、その権限のある当局が同共同体の名において行なう署名及び暫定的適用宣言並びに同共同体の制度上の手続により國際協定の締結のために寄託することとされている文書の寄託を含む。

- (2) 小麦粉の買入れの小麦相當量へのすべての換算は、買手と売手との間の契約に明示する換算率によつて行なう。換算率が明示されていない場合には、小麦粉と小麦粒との重量換算率は、理事會が別段の決定を行なわない限り、計算上七十二対百とする。

第三条 商業的買入れ及び特殊取引
(1) この規約の適用上、商業的買入れとは、前条に定義する買入れであつて國際貿易における通常の商業的慣行に適合するものをいい、(2)に規定する取引を含まない。

(2) この規約の適用上、特殊取引とは、關係加盟國政府により通常の商業的慣行に適合しない特殊性を付与された取引をいう。特殊取引には、次のものを含む。

- (a) 信用供与に基づく売渡しであつて、利率、支払期間その他關連する条件が政府の関与により世界市場における通常の商業的利率、期間又は条件に合致しないもの。
- (b) 小麦の買入れの資金が加盟輸出國政府から小麦の買入れのための借款として供与される売渡し。
- (c) 加盟輸入國の通貨であつて、移動することができず、かつ、加盟輸出國內で使用される他の通貨又は物品に交換することができないものによる売渡し。
- (d) 特別の支払取決め（物品の交換によつて相互に信用残高を決済するための清算勘定を含む）を有する貿易協定に基づく売渡し。ただし、關係加盟輸出國及び關係加盟輸入國が当該売渡しを商業的なものとみなすことに同意する場合を除く。
- (e) 求償取引であつて、

(1) 政府の関与によつて行なわれ、國際相場以外の價格で小麦を交換するもの、又は、
(ii) 政府の買入計画に基づく補助を含むもの。ただし、小麦の買入れが原求償契約中に最終仕向國を明記していない求償取引に基づくものである場合を除く。

(f) 小麦の贈与又は加盟輸出國が小麦の買入れのために贈与した資金による小麦の買入れ
(g) 關係加盟國政府により通常の商業的慣行に適合しない特殊性を付与されたその他の種類の取引で理事會が定めるもの

(3) 取引が(1)に定義する商業的買入れ又は(2)に定義する特殊取引のいずれであるかに關し事務局長又は加盟輸出國若しくは加盟輸入國が提起する問題については、理事會が決定する。

第四条 記録及び報告

- (1) 理事會は、各收穫年度につき、次のものを個別に記録する。
- (a) この規約の実施のため、加盟國が他の加盟國及び非加盟國から行なうすべての商業的買入れ並びに加盟國が他の加盟國及び非加盟國から行なうすべての輸入とその条件により特殊取引とされるもの
- (b) 加盟國が非加盟國に對して行なうすべての商業的買渡し及び加盟國が非加盟國に對して行なうすべての輸出とその条件により特殊取引とされるもの
- (2) (1)の記録は、特殊取引の記録が商業的取引の記録と區別されるように行なう。
- (3) 理事會は、第十六条の規定に基づく市況に關する諮問小委員會の活動を容易にするため、小麦及び小麦粉の國際市場價格並びに輸送費を記録する。
- (4) 加盟國は、小麦の原産國以外の國における再販賣、通過又は港での積替えの後に最終仕向國に到着する小麦については、可能な最大限度まで、買入れ又は取引が当該原産國と当該最終仕向國との間の買入れ又は取引として(1)及び(2)に

規定する記録に記入されることを可能にするような情報を提供する。この(4)の規定は、再販売に關しては、当該小麦が同一の收穫年度において原産国から積み出された場合について適用する。

(5) 理事会は、次の条件が満たされる場合には、買入れを当該收穫年度のものと記録することとを認めることができる。

(a) 積込期間が当該收穫年度の開始前又は終了後一箇月以内で理事会の決定する適当な期間内にあること。

(b) 関係面加盟国が同意すること。

(6) この条の規定の適用上、
(a) 加盟国は、商業的買入れ及び商業的売渡し並びに特殊取引に係る小麦の数量に關する情報で理事会がその権限上必要とするものを事務局長に送付する。この情報には、次のものを含む。

(i) 特殊取引については、前条の規定に従つて取引を分類することを可能にするような当該取引の明細

(ii) 小麦については、銘柄、等級及び品質並びにこれらに係る数量に關する入手可能な情報

(iii) 小麦粉については、その品質及び品質別の数量に關する入手可能な情報

(b) 規則的に輸出する加盟国及び理事会が決定する他の加盟国は、商業的取引における価格に關する情報及び、入手可能なときは、特殊取引における価格に關する情報であつて、理事会が必要とする種類、銘柄、等級及び品質の小麦及び小麦粉に係るものを、事務局長に送付する。

(c) 理事会は、その時の通常の輸送費に關する情報を定期的に入手するものとし、加盟国は、できる限り、理事会が必要とする補足的情報を提供する。

(7) 理事会は、この条に規定する報告及び記録に

關する手続規則を制定する。この規則は、報告の回数、方法その他報告に關する加盟国の義務について定める。理事会は、また、その保存する記録又は明細書の修正に關する規定（それに關連して生ずる紛争の解決に關するものを含む）を定める。いずれかの加盟国がこの条に規定する報告の提出を反復してかつ正当な理由なく怠つた場合には、執行委員会は、事態を是正するために当該加盟国と協議する。

第五条 小麦の必要量及び供給可能量の見積り

(1) 各加盟輸入国は、北半球諸国の場合には十月一日までに、南半球諸国の場合には二月一日までに、理事会に対し、当該收穫年度における小麦の商業的輸入必要量の見積りを通告する。加盟輸入国は、その後、理事会に対し、その見積りの変更を通告することができる。

(2) 各加盟輸出国は、北半球諸国の場合には十月一日までに、南半球諸国の場合には二月一日までに、理事会に対し、当該收穫年度における小麦の輸出可能量の見積りを通告する。加盟輸出国は、その後、理事会に対し、その見積りの変更を通告することができる。

(3) 理事会に通告されたすべての見積りは、この規約の運用のために使用するものとし、また、理事会の定める条件に従つてのみ加盟輸出国及び加盟輸入国の利用に供することができる。この条の規定に従つて提出された見積りは、いかなる拘束力をも有しない。

第六条 市況に關する協議

(1) 市況に關する諮問小委員会が、第十六条(2)の規定に従つて市況を絶えず検討している間に、市場に不安定な事態が生じており若しくは直ちに生ずるおそれがあると認める場合又は事務局長が、自発的に若しくはいずれかの加盟輸出国若しくは加盟輸入国の要請により、このような事態について同小委員会の注意を喚起した場合

に於て、同小委員会は、直ちに執行委員会に対し、当該事実を報告する。同小委員会は、執行委員会に報告するにあたり、市場に不安定な事態（価格の変動を含む）をもたらした又はもたらすおそれがある事情を特に考慮する。執行委員会は、事態を検討するため及び相互に受諾することとができる解決に達することが可能であるかどうかを考慮するため、五市場日以内に会合する。

(2) 執行委員会は、適当と認めるときは、理事会の議長に通報するものとし、議長は、事態を検討するため理事会を招集することができる。

第七条 紛争及び苦情

(1) この規約の解釈又は適用に關する紛争で交渉によつて解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、決定のため理事会に付託される。

(2) いずれかの加盟国も、この規約の締約国としての自国の利益が加盟国の行動であつてこの規約の実施に影響を及ぼすものにより著しく害されたと認められる場合には、理事会に問題を付託することができる。この場合には、理事会は、その問題を解決するため直ちに関係加盟国と協議する。問題がその協議によつて解決されない場合には、理事会は、その問題をさらに検討するものとし、また、関係加盟国に対して勧告を行なうことができる。

第八条 世界の小麦事情についての年次検討

(1) 理事会は、第一条に定めるこの規約の目的を推進するため、毎年世界の小麦事情を検討するものとし、また、その検討の結果明らかになつた事実が、小麦の國際貿易に及ぼす影響に關して加盟国に通報することにより、加盟国が国内農業政策及び国内価格政策の決定及び運用においてその影響に留意するようにする。

(b) 検討は、小麦の国内生産、在庫、消費、価格及び取引（商業的取引及び特殊取引の双方

を含む）に關する入手可能な情報に基づいて行なう。

(c) 各加盟国は、世界の小麦事情についての年次検討に關係がある情報であつて、直接に又は國際連合關係の適当な機關（國際連合貿易開發會議及び國際連合食糧農業機關を含む）を通じて理事会に提供されていないものを、理事会に提出することができる。

(2) 理事会は、年次検討を行なうにあたり、小麦の消費を増大させるための手段を検討するものとし、また、加盟国と協力して次の事項を研究することができる。

(a) 諸国における小麦の消費に影響を及ぼす要因

(b) 諸国において、特に、消費の増大の可能性があると認められる国において消費の増大を達成する方法

(3) この条の規定の適用上、理事会は、事業の重複を避けるため、國際連合貿易開發會議、國際連合食糧農業機關その他の政府間機關が穀物について行なつた事業を考慮するものとし、また、第二十条(1)の原則の規定の適用を妨げることなく、自己の活動に關連して、それらの政府間機關との協力のため、及びこの規約の締約国のうち國際連合又はその専門機關の加盟国であつて穀物の國際貿易に實質的な利害關係を有するものの政府との協力のために望ましいと認める取決を行なうことができる。

(4) この条のいかなる規定も、加盟国が国内農業政策及び国内価格政策の決定及び運用について有する完全な行動の自由を害するものではない。

第九条 特惠的取引に關する指針

(1) 加盟国は、小麦の特惠的取引を、生産及び商業的な國際貿易の通常の形態に有害な影響を与えることを避けるような方法で行なうことを約束する。

(2) このため、加盟国は、特惠的取引が行なわれ

ないとした場合に合理的に予想することができ
る商業的売渡しに対する追加として当該特恵的
取引が行なわれることを確保するために適当な
措置をとる。この措置は、国際連合食糧農業機
関が勧告する余剰処理の原則及び指針に適合し
なければならず、また、受益国との合意のうえ
決定された小麦の商業的輸入水準が当該受益国
により世界の全地域に対する関係において維持
されるようにすることを含むことができる。当
該輸入水準の設定又は調整にあつては、特定
期間における商業的輸入水準及び当該受益国の
経済事情、特にその国際収支状況が十分に考慮
される。

(3) 加盟国は、特恵的取引を行なう場合には、で
きる限り受益国との取極の締結前に、加盟輸出
国であつてその商業的売渡しが当該特恵的取引
により影響を受けるおそれのあるものと協議す
る。

(4) 執行委員会は、小麦の特恵的取引の動向につ
いて理事会に年次報告を提出する。

第二部 運用

第十条 理事会の構成

- (1) 千九百四十九年の国際小麦協定によつて設立
された国際小麦理事会は、この規約を運用する
ため、この規約に定める構成、権限及び任務を
もつて存続する。
- (2) 各加盟輸出国及び各加盟輸入国は、投票権を
有する理事会の構成国であり、理事会の会合に
おいては、一人の代表並びに一人又は二人以上
の代表代理及び顧問によつて代表される。
- (3) 政府間機関は、理事会の決定によりその会合
に招請された場合には、投票権を有しない一人
の代表者をその会合に出席させることができ
る。
- (4) 理事会は、一取極年度の間に在任する議長一人
及び副議長一人を選挙する。議長は、投票権を
有しないものとし、副議長は、議長として行動
する間、投票権を有しない。

第十一条 理事会の権限及び任務

- (1) 理事会は、その手続規則を制定する。
- (2) 理事会は、この規約によつて必要とされる記
録を保管するものとし、また、望ましいと認め
るその他の記録を保管することができる。
- (3) 理事会は、年次報告を公表するものとし、ま
た、この規約の範囲内の事項に関するその他の
情報(特に年次検討又はその一部若しくは概要
を含む。)を公表することができる。
- (4) 理事会は、この規約に定める権限及び任務の
ほか、この規約の実施のため、必要なその他の
権限を有し、かつ、必要なその他の任務を遂行
する。
- (5) 理事会は、加盟輸出国が投する票の三分の二
以上及び加盟輸入国が投する票の三分の二以上
による議決で、権限又は任務(第十九条(2)及び
(3)に規定する予算及び分担金の決定に関する権
限及び任務を除く。)の行使又は遂行を委員会又
は事務局長に委任することができる。理事会
は、いつでも、投じられる票の過半数による議
決でその委任を取り消すことができる。理事會
がこの(5)の規定に従つて委任した権限又は任務
に基づいて行なわれた決定は、理事会の定める
期間内に加盟輸出国又は加盟輸入国による要請
があつた場合には、理事会による再検討を受け
る。その決定は、前記の期間内に再検討の要請
がなかつた場合には、すべての加盟国を拘束す
る。
- (6) 理事会がこの規約に基づくその任務を遂行す
ることができるようになるため、理事会は、必
要な統計及び情報を要請することができるもの
とし、加盟国は、これらの統計及び情報を提供
することを約束する。

第十二条 票数

- (1) 加盟輸出国は総体として千票を有し、加盟輸
入国は総体として千票を有する。
- (2) 各加盟輸出国の代表団が理事会において行使
することができ票の数は、附表Aに定めると

おりとする。

- (3) 各加盟輸入国の代表団が理事会において行使
することができ票の数は、附表Bに定めると
おりとする。
- (4) 加盟輸出国は他の加盟輸出国に対し、また、
加盟輸入国は他の加盟輸入国に対し、理事会の
一又は二以上の会合において自国の利益を代表
し及び自国の投票権を行使することを委任する
ことができる。その委任については、十分な証
拠を理事会に提出する。
- (5) 理事会の会合において、加盟輸出国又は加盟
輸入国が信任された代表によつて代表されず、
かつ、(4)の規定に従つて他の加盟国に自国の投
票権を行使することを委任しておかなかつた場
合及び理事会の会合の日になければ加盟国が
この規約に基づいて投票権を失ひ、奪われ又は
回復している場合には、加盟輸出国が行使する
ことができる票の合計は、加盟輸入国がその会
合において行使することができる票の合計と等
しくなるように調整され、加盟輸出国の間でそ
れぞれの票数に比例して再配分される。
- (6) いずれかの国がこの規約の締結国となり又は
いずれかの加盟国がこの規約の締結国でなくな
る場合には、理事会は、附表A又は附表Bに定
める各加盟国の票数に比例して、附表A又は附
表Bの票数を再配分する。
- (7) いかなる加盟輸出国又は加盟輸入国の票数
も、一未満であつてはならず、また、一未満の
数を伴つてはならない。

第十三条 所在地、会期及び定足数

- (1) 理事会の所在地は、理事会が別段の決定を行
なわない限り、ロンドンとする。
- (2) 理事会は、各取極年度の半期ごとに少なくと
も一回会合するほか、議長が決定するその他の
時期に又はこの規約に定めるところに従つて会
合する。
- (3) 議長は、(a)五の加盟国、(b)票数の合計が総票
数の十パーセント以上となる一若しくは二以上

の加盟国又は(c)執行委員会の要請があつた場合
には、理事会を招集する。

(4) 理事会のいかなる会合においても、前条の規
定による票数の調整前における加盟輸出国の票
の過半数及び加盟輸入国の票の過半数を有する
代表が出席していなければならない。

第十四条 決定

- (1) 理事会の決定は、この規約に別段の定めがあ
る場合を除くほか、加盟輸出国が投する票の過
半数及び加盟輸入国が投する票の過半数(それ
ぞれ別個に計算する。)による議決で行なう。
- (2) 各加盟国は、この規約に基づく理事会のすべ
ての決定を拘束力があるものとして受諾するこ
とを約束する。

第十五条 執行委員会

- (1) 理事会は、執行委員会を設立する。執行委員
会の構成国は、毎年加盟輸出国が選挙する四以
内の加盟輸出国及び毎年加盟輸入国が選挙する
四以内の加盟輸入国とする。理事会は、執行委
員会の委員長を任命するものとし、また、一人
の副委員長を任命することができる。
- (2) 執行委員会は、理事会に対して責任を負ひ、
その一般的指示の下に活動する。執行委員会
は、この規約に基づいて明示的に与えられた権
限及び任務並びに第十一条(5)の規定に基づいて
理事会から委任されるその他の権限及び任務を
有する。
- (3) 加盟輸出国は、執行委員会において、加盟輸
入国が有する総票数と同数の総票数を有する。
執行委員会における加盟輸出国の総票数は、加
盟輸出国が決定するところに従つて加盟輸出
国の間で配分する。ただし、いずれの加盟輸出
国も、加盟輸出国の総票数の四十パーセントをこ
える票を有してはならない。執行委員会におけ
る加盟輸入国の総票数は、加盟輸入国が決定す
るところに従つて加盟輸入国の間で配分する。
ただし、いずれの加盟輸入国も、加盟輸入国の
総票数の四十パーセントをこえる票を有しては

ならない。

- (4) 理事会は、執行委員会における投票に關する手続規則を制定するものとし、また、執行委員会における手続規則に關するその他の規定で適當と認めるものを定めることができる。執行委員会の決定には、同様の事項に關し理事会が決定する場合についてこの規約に定めるところと同一の多数による議決を必要とする。

- (5) 執行委員会の審議する問題が同委員会の構成国でない加盟輸出国又は加盟輸入国の利益に影響を及ぼすものであると同委員会が認める場合には、当該加盟輸出国又は加盟輸入国は、その問題の討議に投票権なしで参加することができる。

第十六条 市況に關する諮問小委員会

- (1) 執行委員会は、五以内の加盟輸出国及び五以内の加盟輸入国の専門知識を有する代表から成る市況に關する諮問小委員会を設立する。諮問小委員会の委員長は、執行委員会が任命する。

- (2) 諮問小委員会は、市況を絶えず検討し、第六條の規定に従つて執行委員会に報告する。諮問小委員会は、その任務を遂行するにあたり、加盟輸出国又は加盟輸入国が行なり申立てを考慮する。

- (3) 諮問小委員会の審議する問題が同小委員会の構成国でない加盟国の利益に直接に影響を及ぼすものであると同小委員会が認める場合には、当該加盟国は、その問題の討議に参加することができる。

- (4) 諮問小委員会は、この規約の關係規定に従つて助言するものとし、また、理事会又は執行委員会が付託することのあるその他の問題（理事會が第二十一條の規定の適用上同小委員会に付託することのあるものを含む）について助言する。

第十七条 事務局

- (1) 理事会には、事務職員の名である事務局長と

理事会及びその委員会の活動に必要な職員とから成る事務局を置く。

- (2) 理事会は、事務局長を任命する。事務局長は、この規約の運用に關して事務局に屬する任務並びに理事会及びその委員会が与えるその他の任務の遂行について責任を負う。

- (3) 職員は、理事会が制定する規則に従つて、事務局が任命する。

- (4) 事務局長及び職員は、小麥の貿易に關し金銭上の利害關係を有せず又はこれを終止すること及びこの規約に基づく自己の任務に關しいかなる政府又は理事会外のいかなる機関からも指示を求めずかつ受けないことを条件とする。

第十八条 特權及び免除

- (1) 理事会は、法人格を有する。理事会は、特に、契約を締結し、動産及び不動産を取得し及び処分し、並びに訴えを提起する能力を有する。

- (2) 連合王国の領域における理事会の地位、特權及び免除については、引き続き千九百六十八年十一月二十八日にロンドンで署名されたグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府と國際小麥理事會との間の本部協定による。
- (3) 協定の協定は、この規約とは別個のものとする。もつとも、その協定は、次のいずれかの場合に終了する。
- (a) グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府と理事会との間で合意する場合
- (b) 理事会の所在地が連合王国から移転する場合

- (c) 理事会が存在しなくなる場合
- (4) 理事会の所在地が連合王国から移転する場合には、理事会の所在地がある加盟国の政府は、理事会、その事務局長及び職員並びに理事会が招集する会合への加盟国の代表の地位、特權及び免除に關する國際協定を理事会と締結する。

第十九条 會計

- (1) 理事会に対する代表団並びにその委員会及び小委員会における代表の費用は、各自の政府が支弁する。この規約の運用に必要なその他の費用は、加盟輸出国及び加盟輸入国の年次分担金から支弁する。各收穫年度における各加盟国の分担金の額は、当該加盟国の票數が当該收穫年度の当初における加盟輸出国及び加盟輸入国の總票數中に占める割合に比例して定める。

- (2) 理事会は、この規約が効力を生じた後の最初の会期において、千九百七十二年六月三十日に終了する期間の予算を承認し、かつ、各加盟輸出国及び各加盟輸入国が納付すべき分担金の額を決定する。

- (3) 理事会は、各收穫年度の下半期における会期において、次の收穫年度の予算を承認し、かつ、各加盟輸出国及び各加盟輸入国が当該收穫年度について納付すべき分担金の額を決定する。

- (4) 第二十五條(2)の規定に基づいてこの規約に加入する加盟輸出国又は加盟輸入国の最初の分担金の額は、当該加盟国に配分される票數及び当該收穫年度の残余の期間を基礎として、理事会が決定する。この場合において、当該收穫年度における他の加盟輸出国及び加盟輸入国の分担金の額は、変更しない。

- (5) 分担金は、決定の後直ちに請求することができ、決定の後一年以内に分担金を支払わない加盟輸出国又は加盟輸入国は、分担金を支払うまでの間投票権を失う。この場合において、当該加盟国は、理事会が別段の決定を行なわないう限りの規約に基づく義務を免除され又はこの規約に基づくその他の權利を奪われることはない。

- (6) 理事会は、收穫年度ごとに、會計検査を了した前收穫年度の収支計算書を公表する。

- (7) 理事会は、その解散に先立ち、その負債の整理並びにその記録及び資産の処分のため必要な措置をとる。

第二十条 他の政府間機關との協力

- (1) 理事会は、國際連合、その諸機關（特に國際連合貿易開發會議、國際連合食糧農業機關その他の國際連合の適當な專門機關及び適當な政府間機關との協議及び協力のため、適當なすべての措置をとることができる）。

- (2) 理事会は、國際商品貿易における國際連合貿易開發會議の特別な役割を考慮して、適當と認める場合には、その活動及び事業計画について同會議に通報する。

- (3) この規約の規定が政府間の商品協定について國際連合又はその適當な機關若しくは專門機關によつて定められる要件と實質的に抵触すると理事会が認める場合には、その抵触は、この規約の実施を妨げる事情とみなされ、第二十七條(2)から(4)までに定める手続が適用される。

第二十一条 價格並びにこれに關連する權利及び義務

- 理事会は、公正なかつ安定した價格で、加盟輸入国に小麥及び小麥粉の供給を、加盟輸出国に小麥及び小麥粉の市場を確保するため、適當な時期に、價格並びにこれに關連する權利及び義務の問題を検討する。この規約の有効期間中にこれらの問題を有効に処理するための成算のある交渉が可能であると判断される場合には、理事会は、國際連合貿易開發會議事務局長に対し交渉のための會議を招集することを要請する。

第二十二条 署名

- この規約は、千九百七十一年三月二十九日から五月三日まで、ワシントンにおいて、千九百六十七年の小麥貿易規約の締結國政府及び千九百七十一年の國際連合小麥會議に代表を派遣した政府による署名のため、開放しておく。

第二十三条 批准、受諾又は承認

- この規約は、各署名政府により、それぞれ自國の憲法上の手続に従つて批准され、受諾され又は承認されなければならない。批准書、受諾書又は承認書は、

承認書は、千九百七十一年六月十七日までにアメリカ合衆国政府に寄託する。もつとも、理事会は、同日までに批准書、受諾書又は承認書を寄託しなかつた署名政府に対し、一回又は二回以上の期限の延長を認めることができる。

第二十四条 暫定的適用

署名政府は、この規約の暫定的適用宣言をアメリカ合衆国政府に寄託することができる。その他の政府でこの規約に署名する資格を有するもの又は加入の申請が理事会によつて承認されたものも、暫定的適用宣言をアメリカ合衆国政府に寄託することができる。その宣言を寄託する政府は、暫定的にこの規約を適用するものとし、かつ、暫定的にこの規約の締約国政府とみなされる。

第二十五条 加入

(1) 千九百七十一年の国際連合小麦会議に代表を派遣した政府及び千九百六十七年の小麦貿易規約の締約国政府は、千九百七十一年六月十七日まで、この規約に加入することができる。もつとも、理事会は、同日までに加入書を寄託しなかつた政府に対し、一回又は二回以上の期限の延長を認めることができる。

(2) 千九百七十一年の国際連合小麦会議に招請された政府は、加盟輸出国が投ずる票の三分の二以上及び加盟輸入国が投ずる票の三分の二以上による議決で理事会が適当と認める条件により、千九百七十一年六月十七日以後にこの規約に加入することができる。

(3) 加入は、アメリカ合衆国政府に加入書を寄託することによつて行なう。

(4) この規約の実施上、附表Aに掲げる加盟国又は附表Bに掲げる加盟国というときは、この条の規定に従い理事会が定める条件で政府がこの規約に加入した加盟国も、該当する附表に掲げられていないものとみなす。

第二十六条 効力発生

(1) この規約は、批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した政府の間で次の日に効力を生ずる。

る。

(a) 第三条から第九条まで及び第二十一条の規定以外のすべての規定については千九百七十一年六月十八日

(b) 第三条から第九条まで及び第二十一条の規定については千九百七十一年七月一日

もつとも、附表Aに定める票数の六十パーセント以上の票を有する加盟輸出国及び附表Bに定める票数の五十パーセント以上の票を有する加盟輸入国を代表する政府が千九百七十一年六月十七日までに批准書、受諾書、承認書若しくは加入書又は暫定的適用宣言を寄託することを条件とする。

(2) この規約は、この規約の關係規定に従い千九百七十一年六月十八日以後に批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する政府については、その寄託の日に効力を生ずる。ただし、そのような政府については、この規約のいづれの部分も、(1)又は(3)の規定に基づいて他の政府について効力を生ずるまでは、効力を生じない。

(3) この規約が(1)の規定に基づいて効力を生じなかつた場合には、批准書、受諾書、承認書若しくは加入書又は暫定的適用宣言をすでに寄託した政府は、この規約が批准書、受諾書、承認書又は加入書をすでに寄託した政府の間で効力を生ずることを合意によつて決定することができる。

第二十七条 有効期間、改正及び脱退

(1) この規約は、千九百七十四年六月三十日まで効力を有する。ただし、第二十一条の規定に従つて小麦を対象とする新たな協定の交渉が行なわれ、その協定が千九百七十四年六月三十日前に効力を生ずる場合には、この規約は、その協定の効力発生の日の前日までに限り効力を有する。

(2) 理事会は、加盟国に対してこの規約の改正を勧告することができる。

(3) 理事会は、各加盟国がアメリカ合衆国政府に

対して(2)の改正を受諾するかどうかを通告するための期間を決定することができる。改正は、加盟輸出国の票の三分の二以上を有する加盟輸出国の受諾及び加盟輸入国の票の三分の二以上を有する加盟輸入国の受諾があつた時に、効力を生ずる。

(4) 改正の効力発生の日までにアメリカ合衆国政府に対してその改正の受諾を通告しなかつた加盟国は、理事会がそれぞれの場合に要求する書面による脱退の通告をアメリカ合衆国政府に対して行なつた後、当該収獲年度末にこの規約から脱退することができる。もつとも、脱退する加盟国は、この規約に基づく義務で当該収獲年度末までに履行しなかつたものを免除されない。

脱退する加盟国は、その脱退の原因となつた改正の規定に拘束されない。理事会が、改正の効力発生の日の後の最初の会合において、憲法上又は制度上の困難のためその改正の効力発生の日までにその改正を受諾することができなかつたもの加盟国の申立てを認め、かつ、当該加盟国が、その改正を受諾するまでの間暫定的にその改正を適用する意向を宣言する場合には、理事会は、当該加盟国に対しその困難が解決される時まで受諾のために決定した期間を延長することができる。

(5) 加盟国は、自国の利益がこの規約の運用によつて害されていると認める場合には、その事情を理事会に説明することができるものとし、理事会は、三十日以内に当該案を審議する。当該加盟国は、その利益が理事会の介入にかかわらず引き続き害されていると認める場合には、収獲年度末の少なくとも九十日前にアメリカ合衆国政府に対して書面による脱退の通告を行なうことにより、当該収獲年度末にこの規約から脱退することができる。もつとも、脱退する加盟国は、この規約に基づく義務で当該収獲年度末までに履行しなかつたものを免除されない。

(6) この規約の有効期間中に欧州経済共同体の構成国となる加盟国は、その旨を理事会に通報するものとし、理事会は、この規約に基づく当該加盟国及び同共同体の権利及び義務に関する適当な調整につき当該加盟国及び同共同体と交渉するため三十日以内に当該案を検討する。そのような場合には、理事会は、(2)の規定に基づいて改正を勧告する権限を有する。

第二十八条 適用地域

(1) いずれの政府も、この規約の署名、批准、受諾、承認若しくは暫定的適用又はこれへの加入に際し、この規約に基づく自己の権利及び義務が自己が国際關係について責任を負う一又は二以上の領域に及ばないことを宣言することができる。

(2) この規約に基づくいづれの政府の権利及び義務も、(1)の規定に基づいて行なわれた宣言に係る領域を除くほか、当該政府が国際關係について責任を負うすべての領域に及ぶ。

(3) いずれの加盟国も、この規約の批准、受諾、承認若しくは暫定的適用又はこれへの加入の後いつでも、アメリカ合衆国政府に対する通告により、この規約に基づく自国の権利及び義務が(1)の規定に基づいて自国が行なつた宣言に係る一又は二以上の領域に及ぶことを宣言することができる。

(4) いずれの加盟国も、アメリカ合衆国政府に対して脱退の通告を行なうことにより、自国が国際關係について責任を負う一又は二以上の領域についてこの規約から脱退することができる。

(5) (2)及び(3)の規定に基づいてこの規約が適用されている領域がその後独立する場合に、その領域の政府は、アメリカ合衆国政府に対する通告により、独立が達成された後九十日以内に、この規約の締約国の権利及び義務を受諾したことを宣言することができる。

(6) 第十二条の規定に基づく票数の再配分上、この条の規定に基づくこの規約の適用の変更は、その事情により適当である場合には、この規約

の締約国の数の変更とみなす。

第二十九条 寄託政府による通告

アメリカ合衆国政府は、寄託政府として、この規約の署名、批准、受諾、承認及び暫定的適用、これへの加入、第二十七条の規定に従つて受領した通告並びに前条の規定に従つて受領した宣言及び通告をすべての署名政府及び加入政府に通告する。

第三十条 この規約の認証謄本

寄託政府は、国際連合憲章第二百二条の規定に基づく登録のため、この規約の確定的効力発生の後できる限りすみやかに、国際連合事務総長に対し、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語によるこの規約の認証謄本を送付する。この規約の改正も、同様に通報する。

第三十一条 前文とこの規約との関係

この規約には、千九百七十一年の国際小麦協定の前文を含む。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受け、その署名に对应して掲げる日にこの規約に署名した。

この規約は、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、その原本は、アメリカ合衆国政府に寄託する。同政府は、各署名政府、各加入政府及び理事会の事務局長に対し、その認証謄本を送付する。

附表A 加盟輸出国の票数

オーストラリア	一〇〇
アルゼンティン	一〇〇
ブルガリア	五
カナダ	二八〇
欧州経済共同体	一〇〇
ギリシャ	五
ケニア	五
メキシコ	五

スペイン
スウェーデン
アメリカ合衆国
ソヴィエト社会主義共和国連邦
ウルグアイ

一〇〇
一〇〇
一〇〇
一〇〇
五

附表B 加盟輸入国の票数

アルジェリア	一四
オーストリア	一
バルバドス	一
ボリヴィア	五
ブラジル	七
セイロン	一七
中国	一九
コロンビア	八
コスタ・リカ	三
キューバ	二
デンマーク	一
ドミニカ共和国	一
エクアドル	三
エル・サルヴァドル	二
欧州経済共同体	一五二
フィネランド	二
グアテマラ	三
インド	三
インドネシア	七
イラン	二
アイルランド	七
イスラエル	五
日本国	一七八
オランダ王国(注)	一
大韓民国	一六
クウェイト	三
レバノン	九
リビア	五
マルタ	二
モリシヤス	二

モロッコ
ナイジェリア
ノールウェー
パキスタン
パナマ
ペルー
ポルトガル
サウディ・アラビア
南アフリカ
スイス
シリア
トリニダード・トバゴ
テニジヤ
トルコ
アラブ連合共和国
連合王国
ヴァチカン市国
ヴェネズエラ

一〇
七
一四
一六
二
二五
一八
一〇
一〇
一六
五
四
四
五
六五
一八三
一
二九

(注) オランダ領アンティル及びスリナム

について

アルジェリアのために
アルジェリアのために
アルゼンティンのために
ペドロ・D・レアル
千九百七十一年五月三日
オーストラリアのために
J・プリムゾル
千九百七十一年四月二十九日
オーストリアのために
グルーバー
千九百七十一年四月二十八日
バルバドスのために
ベルギーのために
ワルター・ロリダン
千九百七十一年五月三日
ボリヴィアのために

A・S・デ・ロサーダ
千九百七十一年五月三日
ブラジルのために
ブルガリアのために
カナダのために
M・カデュー
千九百七十一年五月三日
セイロンのために
中華民國のために
王蓬
千九百七十一年四月二十七日
コロンビアのために
コスタ・リカのために
キューバのために
D・ロアル・イルキブ
千九百七十一年四月二十七日
デンマークのために
ハンス・J・クリステンセン
千九百七十一年五月三日
ドミニカ共和国のために
エクアドルのために
C・マンティリヤロ
千九百七十一年五月三日
エル・サルヴァドルのために
欧州経済共同体のために
L・G・ラボー
千九百七十一年五月三日
フィンランドのために
フランスのために
シャルル・リュツセ

千九百七十一年五月三日
ドイツ連邦共和国のために

ロルフ・パウルス

千九百七十一年五月三日

ギリシャのために

グアテマラのために

インドのために

L・K・ジャー

千九百七十一年五月三日

インドネシアのために

イランのために

アイルランドのために

イスラエルのために

M・メイラフ

千九百七十一年四月二十八日

イタリアのために

エジディオ・オルトリナ

千九百七十一年五月三日

日本国のために

牛場信彦

千九百七十一年四月三十日

ケニアのために

大韓民国のために

金東祚

千九百七十一年五月三日

クウェイトのために

レバノンのために

リビアのために

ルクセンブルグのために

ジャン・ワグネル

千九百七十一年五月三日

マルタのために

モリシアスのために

メキシコのために

モロッコのために

オランダ王国のために

R・B・ファン・リンデン

千九百七十一年五月三日

ナイジェリアのために

ノールウェーのために

アルネ・グネング

千九百七十一年五月三日

パキスタンのために

A・ヒラリー

千九百七十一年四月三十日

パナマのために

J・A・デ・ラ・オッサ

千九百七十一年五月三日

ペルーのために

F・ベルケマイエル

千九百七十一年五月三日

ポルトガルのために

ヴァスコ・ヴィエイラ・ガリン

千九百七十一年四月三十日

サウディ・アラビアのために

イブラヒム・アル・ソワエル

千九百七十一年四月二十七日

南アフリカのために

スペインのために

千九百七十一年五月三日

アルゲリクス

スウェーデンのために

フーベルト・ド・ベッスュ

千九百七十一年五月三日

スイスのために

F・シュニダー

千九百七十一年五月三日

シリア・アラブ共和国のために

ラーフィク・ジュエザール

千九百七十一年五月一日

トリニダード・トバゴのために

テュニジアのために

S・エル・グッリ

千九百七十一年四月三十日

トルコのために

ソヴェエト社会主義共和国連邦のために

アラブ連合共和国のために

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために

クロマー

千九百七十一年四月二十六日

アメリカ合衆国のために

クリフォード・M・ハーディン

千九百七十一年四月十四日

ウルグアイのために

ヴァチカン市国のために

ルイジ・ライモンド

千九百七十一年四月三十日

ヴェネズエラのために

千九百七十一年の食糧援助規約

第一条 目的

この規約の目的は、開発途上にある国の利益のため、拠出によつて食糧援助計画を遂行すること

にある。

第二条 国際食糧援助

(1) この規約の締約国は、開発途上にある国に対する食糧援助として、人間の消費に適する小麦、粗粒穀物若しくはこれらを原料とする産品であつて受け入れられる銘柄及び品質のもの又はこれらに代わる現金を、(2)に定める量を年間最小限度量として、拠出することを合意する。
(2) この規約の各締約国の年間最小拠出量は、次のとおり定める。

メートル・トン

アルゼンティン 二二、〇〇〇

オーストラリア 二二、〇〇〇

カナダ 四九五、〇〇〇

欧州経済共同体 一、〇三五、〇〇〇

フィンランド 一四、〇〇〇

日本国 二二五、〇〇〇

スウェーデン 三五、〇〇〇

スイス 三三、〇〇〇

アメリカ合衆国 一、八九〇、〇〇〇

(3) この規約の実施上、第六条(2)の規定に従つてこの規約に署名し又は第八條(2)若しくは(3)の規定に従つてこの規約に加入した国は、第六條又は第八條の關係規定に従つて定められる当該国の最小拠出量とともに(2)に掲げられているものとみなす。

(4) 食糧援助計画への拠出の全部又は一部を現金の形態で行なう国の拠出額は、当該国について定められた数量(又は穀物で拠出しない部分の数量)を一ブッシェル当たり一・七三アメリカ合衆国ドルで換算して算出する。

(5) 穀物の形態による食糧援助は、次の方法で供与する。
(a) 輸入国の通貨による売渡し。その通貨は、移転することができず、かつ、当該締約国が使用する他の通貨又は物品及び役務に交換す

ることができない(注)。

(注) 例外的な事情がある場合には、十パーセントをこえない免除が認められる。

(b) 穀物の贈与又は輸入国のための穀物の買入に充てられる資金の贈与

(c) 信用供与に基づく売渡しであつて、その支払が二十年又はそれ以上の期間にわたる妥当な年賦及び世界市場における通常の商業的な利率を下回る利率によるもの(注)。もつとも、穀物の形態による食糧援助は、可能な最大限度まで(a)及び(b)の方法で供与されるものと了解される。

(注) 信用供与に基づく売渡しに関する取極には、穀物の引渡しに際して供与額の十五パーセントまでの支払を行なうことを規定することができる。

(6) 穀物の買入は、締約国から行なう。

(7) 贈与資金の使用については、開発途上にある締約国の穀物の輸出の促進に対して特別の考慮が払われるものとする。このため、食糧援助に充てられる穀物の買入のための現金による換出額のうち三十五パーセント以上の金額又は二十万メートル・トンの穀物の買入に必要な金額が、開発途上にある締約国において生産された穀物の買入のため、優先的に使用されるものとする。

(8) 提出国は、穀物の形態による提出をa, b, によつて行なう。

(9) この規約の締約国は、食糧援助計画のための自国の提出に關し、一又は二以上の受益国を指定することができる。

(10) この規約の締約国は、国際機関を通じて又は二国間で提出を行なうことができる。もつとも、この規約の締約国は、国際連合総会決議第二千六百八十二号(第二十五回会期)(3)の勧告に従い、食糧援助の一層大きな部分を多数国間機関を通じて行なうことの利点に十分な考慮を払

うものとし、世界食糧計画の活用を重点をおく。

第三条 食糧援助委員会

(1) 前条(2)に掲げる国及びこの規約の締約国となるその他の国で構成する食糧援助委員会を設立する。同委員会は、議長一人及び副議長一人を任命する。

(2) 食糧援助委員会は、適当な場合には、他の国際機関であつて国際連合又はその専門機関の加盟国政府のみが加盟しうるものの事務局の代表者を、オブザーバーとして出席するよう招請することができる。

(3) 食糧援助委員会は、次のことを行なう。

(a) この規約に基づいて締約国が行なう食糧援助のための提出の数量、内容、方法及び条件に關する定期報告を締約国から受領すること。

(b) 開発途上にある締約国から穀物の買入に關する前条(7)の義務を特に考慮に入れて、現金提出による資金で行なわれる買入を常に検討すること。

(4) 食糧援助委員会は、また、次のことを行なう。

(a) 食糧援助計画の下で負つた義務がどのように履行されたかを検討すること。

(b) この規約に基づく食糧援助措置の実施に關する情報、特に、入手可能なときは、受益国における食糧生産に及ぼす影響に關する情報を定期的に交換すること。

(5) 食糧援助委員会は、必要な場合には、報告を行なう。

(6) この規約の適用上、食糧援助委員会は、受益国から情報を受領し及び受益国と協議することができる。

第四条 運用規定

前条の規定に基づいて設立される食糧援助委員会は、その必要とする事務(資料及び報告の作成及び配布を含む。)の遂行のため、国際小麦理事会

の事務局の役務を利用する。

第五条 不履行及び紛争

この規約の解釈若しくは適用に關する紛争又はこの規約に基づく義務の不履行がある場合には、食糧援助委員会は、会合して適当な措置をとる。

第六条 署名

(1) この規約は、千九百七十一年三月二十九日から五月三日まで、ワシントンにおいて、アルゼンティン、オーストラリア、カナダ、フィンランド、日本国、スウェーデン、スイス及びアメリカ合衆国の政府並びに欧州経済共同体及びその構成国による署名のため、開放しておく。ただし、その署名は、この規約及び千九百七十一年の小麦貿易規約の双方への署名を条件とする。

(2) この規約は、また、千九百六十七年の食糧援助規約の署名国で(1)に掲げられていないものによる署名のため、同一の条件で開放しておく。ただし、当該国の提出量が千九百六十七年の食糧援助規約において同意した提出量以上であることを条件とする。

第七条 批准、受諾又は承認

この規約は、各署名国により、自国の憲法上又は制度上の手続に従つて批准され、受諾され又は承認されなければならない。ただし、各署名国が千九百七十一年の小麦貿易規約をも批准し、受諾し又は承認することを条件とする。批准書、受諾書、承認書又は締結書は、千九百七十一年六月十七日までにアメリカ合衆国政府に寄託する。もつとも、食糧援助委員会は、同日までに批准書、受諾書、承認書又は締結書を寄託しなかつた署名国に対し、一回又は二回以上の期限の延長を認めることができる。

第八条 加入

(1) この規約は、欧州経済共同体及びその構成国並びに第六条に規定する他の国の政府による加入のため、開放しておく。ただし、その加入は、千九百七十一年の小麦貿易規約への加入を

条件とするものとし、かつ、第六条(2)に規定する国の政府については、その提出量が千九百六十七年の食糧援助規約において同意した提出量以上であることを条件とする。この(1)の規定に基づく加入書は、千九百七十一年六月十七日までに寄託する。もつとも、食糧援助委員会は、同日までに加入書を寄託しなかつた政府に対し、一回又は二回以上の期限の延長を認めることができる。

(2) 食糧援助委員会は、国際連合又はその専門機関の加盟国の政府が、同委員会の適当と認める条件により、提出国としてこの規約に加入することを承認することができる。

(3) 第六条に規定していない国の政府が署名のために定められた期間の満了後この規約の効力発生までの間に加入の申請を行なう場合には、この規約の署名国は、適当と認める条件によつてその加入を承認することができる。その承認及び条件は、当該措置がこの規約の効力発生後に食糧援助委員会によつてとられたものとみなして、この規約の下で有効とする。

(4) 加入は、アメリカ合衆国政府に加入書を寄託することによつて行なう。

第九条 暫定的適用

欧州経済共同体及びその構成国並びに第六条に規定する他の国の政府は、千九百七十一年の小麦貿易規約の暫定的適用宣言を寄託することを条件として、この規約の暫定的適用宣言をアメリカ合衆国政府に寄託することができる。その他の政府で加入の申請が承認されたものも、暫定的適用宣言をアメリカ合衆国政府に寄託することができる。そのような宣言を寄託する欧州経済共同体及びその構成国並びに他の政府は、暫定的にこの規約を適用するものとし、かつ、暫定的にこの規約の締約国政府とみなされる。

第十条 効力発生

(1) この規約は、批准書、受諾書、承認書、締結書又は加入書を寄託した欧州経済共同体及びそ

の構成国並びに他の政府の間で次の日に効力を生ずる。

(a) 第二条の規定以外のすべての規定については千九百七十一年六月十八日

(b) 第二条の規定については千九百七十一年七月一日

もつとも、欧州経済共同体及びその構成国並びに第六条(1)に掲げるすべての政府が、千九百七十一年六月十七日までに批准書、受諾書、承認書、締結書若しくは加入書又は暫定的適用宣言を寄託しており、かつ、千九百七十一年の小麦貿易規約が効力を生じていることを条件とする。この規約は、その効力発生の後に批准書、受諾書、承認書、締結書又は加入書を寄託する他の政府については、その寄託の日に効力を生ずる。

(2) この規約が(1)の規定に基づいて効力を生じたかつた場合には、千九百七十一年六月十八日までに批准書、受諾書、承認書、締結書若しくは加入書又は暫定的適用宣言をすでに寄託した政府は、千九百七十一年の小麦貿易規約が効力を生じていることを条件として、この規約が批准書、受諾書、承認書、締結書又は加入書をすでに寄託した政府の間で効力を生ずることを合意によつて決定することができるものとし、また、事情により必要と認める他のすべての措置をとることができる。

第十一条 有効期間

この規約は、第二条の規定が効力を生じた日から三年間効力を有する。

第十二条 寄託政府による通告

アメリカ合衆国政府は、寄託政府として、この規約の署名、批准、受諾、承認、締結及び暫定的適用並びにこれへの加入をすべての署名国及び加入国に通告する。

第十三条 この規約の認証謄本

寄託政府は、国際連合憲章第二百二条の規定に基づく登録のため、この規約の確定的効力発生の後

できる限りすみやかに、国際連合事務総長に対し、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語によるこの規約の認証謄本を送付する。この規約の改正も、同様に通報する。

第十四条 前文とこの規約との関係

この規約には、千九百七十一年の国際小麦協定の前文を含む。

以上の証拠として、下名は、各自の政府又は権限のある当局から正当に委任を受け、その署名に対応して掲げる日にこの規約に署名した。

この規約は、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、その原本は、アメリカ合衆国政府に寄託する。同政府は、各署名国及び各加入国に対し、その認証謄本を送付する。

アルゼンティンのために

ペドロ・E・レアル

千九百七十一年五月三日

オーストラリアのために

J・プリムゾル

千九百七十一年四月二十九日

ベルギーのために

ワルター・ロリダン

千九百七十一年五月三日

カナダのために

M・カデュー

千九百七十一年五月三日

デンマークのために

欧州経済共同体のために

L・G・ラボー

千九百七十一年五月三日

フィンランドのために

フランスのために

シャルル・リュッセ

千九百七十一年五月三日

ドイツ連邦共和国のために

ロルフ・パウルス

千九百七十一年五月三日

イタリアのために

エジディオ・オルトーナ

千九百七十一年五月三日

日本国のために

第二条の規定に關する留保を付して
牛場信彦

千九百七十一年四月三十日

(別紙)

日本国政府は、米(非締約国である開発途上にある国において生産されたものを除外しない)の形態で又は受益国が要請する場合には農業物資の形態で援助を供与することにより第二条の規定に基づく義務を履行する権利を留保する。

ルクセンブルグのために

ジャン・ワグネル

千九百七十一年五月三日

オランダ王国のために

R・B・ファン・リンデン

千九百七十一年五月三日

ノルウェーのために

スウェーデンのために

フーベルト・ド・ベッシュ

千九百七十一年五月三日

スイスのために

F・シュニーター

千九百七十一年五月三日

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合

王国のために

アメリカ合衆国のために

クリフォード・M・ハーディン

千九百七十一年四月十四日

国際電気通信衛星機構(インテルサット)に關する協定の締結について承認を求めるの件

この協定は、国際機構の設立により、通信衛星を利用する国際電気通信網を拡充し、世界のすべての地域に対して通信手段を提供することを目的とするものであつて、この協定を締結することは、わが国の国際通信の発展の見地からも有益であると認められる。よつて、この協定を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

理由

国際電気通信衛星機構(インテルサット)に關する協定
前文

この協定の締結国は、衛星による通信が世界的かつ無差別にできる限りすみやかに世界の諸国民の利用に供されるべきであるという国際連合総会決議第七百二十一号(第十六回会期)に規定する原則を考慮し、月その他の天体を含む宇宙空間の探索及び利用における国家活動を律する原則に關する条約の関連規定、特に、宇宙空間がすべての国の利益のために利用されるものであることを規定する同条約第一条の規定を考慮し、世界商業電気通信衛星組織が世界商業通信衛星

組織に関する暫定的制度を設立する協定及び同協定に關連する特別協定に従つて設定されたことに留意し、

世界のすべての地域に対し拡充された電気通信業務を提供して世界の平和と理解に貢献する改善された世界電気通信網の一部として単一の世界商業電気通信衛星組織を完成する目的をもつて、世界商業電気通信衛星組織の発展を継続することを希望し、

このため、利用しうる最も進歩した技術により、全人類の利益のために、無線周波数スペクトル及び軌道空間の最善のかつ最も公平な使用に適合したできる限り能率的かつ経済的な施設を提供することを決定し、

衛星による電気通信は、すべての国民が世界衛星組織を利用することができるような態様で、かつ、国際電気通信連合の連合員である国が希望する場合に、その衛星組織に出資し、よつて、その衛星組織の企画、開発、建設（設備の提供を含む）、設定、運用、維持及び所有に参加できるような態様で組織されるべきであると信じ、

世界商業通信衛星組織に関する暫定的制度を設立する協定に従つて、

第一条（定義）

この協定の適用上、

(a) 「協定」とは、千九百七十一年八月二十日にワシントンで政府による署名のために開放された国際電気通信衛星機構（以下「インテルサット」といふ）を設立するこの協定（附屬書を含むものとし、各条の表題を除く）をいふ。

(b) 「運用協定」とは、千九百七十一年八月二十日にワシントンで政府又は政府がこの協定に従つて指定した電気通信事業体による署名のために開放された協定（附屬書を含むものとし、各条の表題を除く）をいふ。

(c) 「暫定協定」とは、千九百六十四年八月二十日にワシントンで政府によつて署名された世界商

業通信衛星組織に関する暫定的制度を設立する協定をいふ。

(d) 「特別協定」とは、千九百六十四年八月二十日に政府又は政府が暫定協定に従つて指定した電気通信事業体によつて署名された協定をいふ。

(e) 「通信衛星暫定委員会」とは、暫定協定第四条の規定に基づいて設置された委員会をいふ。

(f) 「締約国」とは、協定が効力を生じ又は暫定的に適用されている国をいふ。

(g) 「署名当事者」とは、締約国又は締約国が指定した電気通信事業体であつて、運用協定に署名し、かつ、運用協定が効力を生じ又は暫定的に適用されているものをいふ。

(h) 「宇宙部分」とは、電気通信衛星並びにその運行に必要な追跡、遠隔測定、指令、管制及び監視のための施設及び設備並びにこれらに關連する施設及び設備をいふ。

(i) 「インテルサット宇宙部分」とは、インテルサットが所有する宇宙部分をいふ。

(j) 「電気通信」とは、有線、無線、光線その他の電磁的方式によるすべての種類の記号、信号、文書、影像、音響又は情報のすべての伝送、発射又は受信をいふ。

(k) 「公衆電気通信業務」とは、衛星によつて提供される固定電気通信業務又は移動電気通信業務であつて、電話、電報、加入電報、ファクシミリ、データ伝送、インテルサット宇宙部分を使用することを承認された地球局の間で公衆への伝送のために行なわれるラジオ及びテレビジョンの番組の伝送並びにこれらの目的のための貸貸回線のように公衆の利用に供されるものをいふ。

ただし、この協定の署名のための開放前に暫定協定及び特別協定によつて提供されていなかった種類の移動業務であつて、航空機の安全若しくは航空管制又は航空無線航行若しくは海上無線航行に關する業務を提供するものを全体又は部分的な目的として設計された衛星に対し直接に通信する移動局を通じて提供されるものを除く。

(1) 「特殊電気通信業務」とは、衛星によつて提供される電気通信業務のうち(2)に定義する電気通信業務以外のもの（無線航行業務、一般公衆によつて受信されることを目的とする放送衛星業務、宇宙研究業務、気象業務及び地球資源に係る業務を含むが、これらに限定されない）をいふ。

(2) 「財産」とは、所有権の設定が可能なすべてのもの（その性質のいかんを問わない）及び契約上の権利を含む。

(3) 「企画」及び「開発」とは、インテルサットの目的に直接に關連する研究を含む。

第二条（インテルサットの設立）

(a) 締約国は、前文に掲げる原則を十分に考慮して、この協定によつてインテルサットを設立する。インテルサットは、暫定協定及び特別協定に基づいて設定された世界商業電気通信衛星組織の宇宙部分の企画、開発、建設、設定、運用及び維持を確定的な基礎の上に継続しかつ推進することを主たる目的とする。

(b) 各締約国は、この協定に基づいて締結され、この協定と同時に署名のために開放される運用協定に署名するものとし、又はこれに署名する一の電気通信事業体（公私を問わない）を指定する。署名当事者としての電気通信事業体とこれを指定した締約国との間の關係は、關係国内法によつて規律される。

(c) 電気通信主管庁及び電気通信事業体は、關係国内法の規定に従うことを条件として、この協定及び運用協定によつて提供される電気通信路の使用並びに公衆に提供する業務、施設、収入の分配及びこれらに關連する業務上の措置につき、交渉し、かつ、適当な通信業務協定を直接に締結することができる。

第三条（インテルサットの活動範囲）

(a) 前条(a)にいう世界商業電気通信衛星組織の宇宙部分に關する活動を確定的な基礎の上に継続しかつ推進するにあたり、インテルサットは、高度の品質と信頼性とを有する国際公衆電気通信業務に必要な宇宙部分を、商業的基礎の上に、世界のすべての地域に対し、無差別に提供することをその主たる目標とする。

(b) 次の業務は、国際公衆電気通信業務と同一のものとする。

(i) 当該国が管轄しない地域によつて隔てられた地域間又は公海によつて隔てられた地域間の国内公衆電気通信業務

(ii) 地上広帯域通信施設による連絡がなく、かつ、地上広帯域通信施設の効果的な設定を阻害するような自然の特殊な障害によつて隔てられた地域間の国内公衆電気通信業務。ただし、署名当事者総会が理事会から提示される助言を考慮して事前に承認を与えた場合に限り。

信業務に必要な宇宙部分を、商業的基礎の上に、世界のすべての地域に対し、無差別に提供することをその主たる目標とする。

(b) 次の業務は、国際公衆電気通信業務と同一のものとする。

(i) 当該国が管轄しない地域によつて隔てられた地域間又は公海によつて隔てられた地域間の国内公衆電気通信業務

(ii) 地上広帯域通信施設による連絡がなく、かつ、地上広帯域通信施設の効果的な設定を阻害するような自然の特殊な障害によつて隔てられた地域間の国内公衆電気通信業務。ただし、署名当事者総会が理事会から提示される助言を考慮して事前に承認を与えた場合に限り。

(c) インテルサットの主たる目標を満了するために設定されたインテルサット宇宙部分は、また、インテルサットがその主たる目標を達成するために有する能力を阻害しない限度において、他の国内公衆電気通信業務のためにも無差別に提供される。

(d) インテルサット宇宙部分は、また、要請に応じかつ適当な条件に従い、軍事的目的以外の特殊電気通信業務（国際業務であるが国内業務であるかを問わない）のためにも使用することができる。ただし、次のことを条件とする。

(i) 公衆電気通信業務の提供に不利な影響を及ぼさないこと。

(ii) 技術的及び経済的見地から容認しうることに。

(e) インテルサットは、要請に応じかつ適当な条件に従い、次の業務のため、インテルサット宇宙部分とは別個の衛星又は關連施設を提供することができる。

(i) 締約国が管轄する領域における国内公衆電気通信業務

(ii) 締約国が管轄する領域の間の国際公衆電気通信業務

⑤ 軍事的目的以外の特殊電気通信業務

もつとも、インテルサット宇宙部分の能率的かつ経済的な運用にいかなる不利な影響をも及ぼさないことを条件とする。

- (f) (d)の規定に基づくインテルサット宇宙部分の特殊電気通信業務のための使用及び(e)の規定に基づくインテルサット宇宙部分とは別個の衛星又は関連施設の提供は、これらを要請する者とインテルサットとの間で締結される契約による。(d)の規定に基づくインテルサット宇宙部分施設の特殊電気通信業務のための使用及び(e)②の規定に基づく特殊電気通信業務のためのインテルサット宇宙部分とは別個の衛星又は関連施設の提供は、その計画段階において締約国総会が第七條(c)②の規定に基づいて与える承認に従って行なう。インテルサット宇宙部分施設の特殊電気通信業務のための使用により現存の若しくは計画されたインテルサット宇宙部分施設に対する変更の必要が生じ、そのため、費用の追加を伴う場合又は(e)②に規定する特殊電気通信業務のためインテルサット宇宙部分とは別個の衛星若しくは関連施設の提供が要求される場合には、理事会がそれらの計画における費用の見積り、それらによつて生ずる利益、技術上その他の関連する問題及び現在の又は予見されるインテルサットの業務に及ぼすことがある影響につき締約国総会に対し詳細な助言を行なうことができるようにした後、すみやかに締約国総会に対し第七條(c)②の規定に基づく承認を求める。そのような承認は、当該施設の調達手続が開始される前に得るものとする。締約国総会は、承認を行なう前に、適当な場合には、当該特殊電気通信業務の提供に直接に関係がある国際連合の専門機関と協議し、又はインテルサットによつて当該専門機関と協議が行なわれることを確保する。

第四條 (法人格)

- (a) インテルサットは、法人格を有する。インテ

ルサットは、その任務の遂行及びその目的の達成に必要なあらゆる能力を有する。この能力には、次のものを含む。

(i) 国又は国際機関との間に協定を締結すること。

- (ii) 契約をすること。
- (iii) 財産を取得し及び処分すること。
- (iv) 訴訟当事者となること。
- (b) 各締約国は、この条に規定する事項を自国の法律において実施するため自国の管轄内で必要な措置をとる。

第五條 (財政原則)

- (a) インテルサットは、インテルサット宇宙部分及びインテルサットが取得するその他のすべての財産を所有する。各署名当事者がインテルサットにおいて有する持分は、運用協定第七條の規定に従つて算定される評価額に自己の出資率を乗じて得られる額に等しいものとする。
- (b) 各署名当事者は、運用協定に従つて決定するところにより、すべての署名当事者に対する自己のインテルサット宇宙部分の使用の全体に対する自己の使用の割合に相当する出資率を有する。もつとも、署名当事者は、いかなる場合(インテルサット宇宙部分を使用しない場合を含む)においても、運用協定に定める最小限度の出資率に満たない出資率を有しない。
- (c) 各署名当事者は、運用協定に従い、インテルサットの資本必要額を分担し、また、資本の償還及び資本の使用に対する補償を受ける。
- (d) インテルサット宇宙部分を使用する者は、この協定及び運用協定に従つて定められる使用料を支払う。各種類の使用における宇宙部分使用料率は、同一種類の使用のため宇宙部分容量の割当てを申請するすべての者について同一とする。

- (e) 第三條(e)にいう別個の衛星及び関連施設は、署名当事者の全員一致の承認に基づき、インテルサット宇宙部分の一部としてインテルサットが費用を負担し及び所有することができる。

全員一致の承認が得られない場合には、当該別個の衛星及び関連施設は、これらを要請する者がインテルサット宇宙部分とは別個のものとして費用を負担し及び所有する。この場合において、インテルサットが定める費用負担の条件は、当該別個の衛星及び関連施設の企画、開発、建設及び提供に係る直接の費用並びにインテルサットの一般管理費の受当な部分を十分に償うようなものとする。

第六條 (インテルサットの構成)

- (a) インテルサットは、次の機関で構成する。
- (i) 締約国総会
- (ii) 署名当事者総会
- (iii) 理事会

- (b) 理事会に対して責任を負う事務局
- (iv) 理事会に對して責任を負う事務局
- (v) 理事会に對して責任を負う事務局

- (c) 署名当事者総会及び理事会は、これらの機関のうちいずれかの機関がこの協定又は運用協定によつて与えられた責任及び任務の遂行にあつて行ない又は表明した決議、勧告又は見解に留意し、かつ、受当な考慮を払う。

第七條 (締約国総会)

- (a) 締約国総会は、すべての締約国で構成するものとし、インテルサットの主たる機関とする。
- (b) 締約国総会は、インテルサットに関する問題であつて主権国としての締約国に主として関係があるものを審議する。締約国総会は、この協定に規定するインテルサットの原則、目的及び活動範囲に適合するインテルサットの一般方針及び長期目標を審議する権限を有する。締約国総会は、前条(b)及び(c)の規定に従い、締約国総

会に対する署名当事者総会又は理事会の決議、勧告及び見解に受当な考慮を払う。

- (c) 締約国総会は、次の任務及び権限を有する。
- (i) インテルサットの一般方針及び長期目標を審議する権限を行使するにあたり、適当と認める場合には、インテルサットの他の機関に對し見解を表明し又は勧告すること。

- (ii) インテルサットの活動が、この協定に適合する一般的な多数国間条約であつて締約国の三分の二以上が加盟するものに抵触することを回避するため、措置がとられるべきであるとの決定を行なうこと。

- (iii) 第十七條の規定に従いこの協定の改正案を審議し、これについて決定すること、並びに運用協定の改正について提案し、見解を表明し及び勧告すること。

- (iv) インテルサット宇宙部分の使用並びにインテルサット宇宙部分とは別個の衛星及び関連施設の提供であつて第三條(d)及び(e)②に規定する活動範囲内における特殊電気通信業務のためのものにつき、一般的な規則又は個々の決定によつて承認を与えること。

- (v) 無差別の原則の適用を確保するため、次条(b)に基づいて定められる一般規則を検討すること。

- (vi) 署名当事者総会及び理事会がインテルサットの一般方針の実施並びにインテルサットの活動及び長期計画に関して提出する報告を審議し、及びこれについて見解を表明すること。

- (vii) 第十四條の規定に従い、インテルサット宇宙部分施設とは別個の宇宙部分施設の設置、取得又は使用に関する認定を勧告の形式で表明すること。

- (viii) 第十六條(b)①の規定に従いインテルサットからの締約国の脱退について決定すること。

- (ix) インテルサットといずれかの国(締約国であるかどうかを問わない)又は国際機関との

国の公式の關係に關する問題について決定すること。

(x) 締約国から提出される苦情を審議すること。

(xi) 附屬書C第三条に規定する法律専門家の選定を行なうこと。

(xii) 第十一条及び第十二条の規定に従い事務局長の任命に際して措置をとること。

(xiii) 第十二条の規定に従い事務局の構成を決定すること。

(xiv) この協定によつて締約国総会に属するその他の権限を行使すること。

(d) 締約国総会の第一回通常会期は、暫定事務局長がこの協定の効力発生の日の後一年以内に召集する。その後の通常会期は、締約国総会が次の会期について別段の決定を行なわないう限り、二年に一回開催する。

(e) (i) 締約国総会は、(d)の通常会期のほかに臨時会期を開催することができる。臨時会期は、理事会が第十四条若しくは第十六条の規定に基づいて要請する場合又は締約国が要請する場合に召集する。もつとも、締約国が要請する場合に、締約国の三分の一（要請する締約国を含む）以上の支持を必要とする。

(ii) 臨時会期の要請は、当該会期の目的を示したうえ、暫定事務局長又は事務局局長に於てた書面によつて行なう。暫定事務局長又は事務局局長は、当該会期が臨時会期の召集に關する締約国総会の手続規則に従つてできる限りすみやかに開催されるための措置をとる。

(f) 締約国総会のいかなる会合においても、締約国の過半数の代表が出席していなければならぬ。各締約国は、一の票を有する。実質事項に關する決定は、代表が出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の賛成票による議決で行なう。手続事項に關する決定は、代表が出席しか

つ投票する締約国の単純過半数の賛成票による議決で行なう。ある事項が手続事項であるか実質事項であるかの紛争については、代表が出席しかつ投票する締約国の単純過半数票による議決で決定する。

(g) 締約国総会は、その手続規則を採択する。この手続規則には、議長その他の役員を選出に關する規定を含む。

(h) 各締約国は、締約国総会の会期に自国の代表を派遣するための費用を負担する。締約国総会の会期の必要経費は、運用協定第八条の規定の適用上、インテルサットの事務費とみなす。

第八条（署名当事者総会）

(a) 署名当事者総会は、すべての署名当事者で構成する。署名当事者総会は、第六条(b)及び(c)の規定に従い、署名当事者総会に対する締約国総会又は理事会の決議、勧告及び見解に受当な考慮を払ふ。

(b) 署名当事者総会は、次の任務及び権限を有する。

(i) 理事会から提出される年次報告及び年次財務諸表を審議し、及び理事会に對しこれらについて見解を表明すること。

(ii) 第十七条の規定に従いこの協定の改正案につき見解を表明し及び勧告すること、並びに運用協定第二十二條の規定に従い、かつ、締約国総会又は理事会から受領した見解及び勧告を考慮して、この協定に適合する運用協定の改正案を審議し、及びこれについて決定すること。

(iii) 理事会から提出される将来の計画に關する報告（計画についての財政上の予測を含む）を審議し、及びこれについて見解を表明すること。

(iv) 理事会が運用協定第五条に規定する資本限度額の増加に關して行なう勧告を審議し、及びこれについて決定すること。

(v) 理事会の勧告に基づき、また、理事会の指

針とするため、次の事項に關する一般規則を定めること。

(A) インテルサット宇宙部分の使用について

の地球局の承認

(B) インテルサット宇宙部分容量の割当て

(C) 無差別の原則に基づくインテルサット宇宙部分使用料率の設定及び調整

(vi) 第十六條の規定に従いインテルサットからの署名当事者の脱退について決定すること。

(vii) 署名当事者が直接に若しくは理事会を通じて提出する苦情又はインテルサット宇宙部分を使用する署名当事者でないものが理事会を通じて提出する苦情を審議し、及びこれについて見解を表明すること。

(viii) インテルサットの一般方針の実施並びにインテルサットの活動及び長期計画に關する報告を作成し、締約国総会及び締約国に提出すること。

(ix) 第三条(b)(ii)に規定する承認について決定すること。

(x) 理事会が恒久的な管理措置に關し第十二條(e)の規定に従つて締約国総会に提出する報告を審議し、及びこれについて見解を表明すること。

(xi) 理事会における代表に關し次條の規定に従つて毎年決定すること。

(xii) この協定又は運用協定によつて署名当事者総会に属するその他の権限を行使すること。

(c) 署名当事者総会の第一回通常会期は、暫定事務局長が理事会の要請によりこの協定の効力発生の後九箇月以内に召集する。その後の通常会期は、隔年ごとに開催する。

(d) (i) 署名当事者総会は、(c)の通常会期のほかに臨時会期を開催することができる。臨時会期は、理事会又は署名当事者の要請によつて召集する。もつとも、署名当事者の要請による場合には、署名当事者の三分の一（要請する署名当事者を含む）以上の支持を必要とする。

る。

(ii) 臨時会期の要請は、当該会期の目的を示したうえ、暫定事務局長又は事務局局長に於てた書面によつて行なう。暫定事務局長又は事務局局長は、当該会期が臨時会期の召集に關する署名当事者総会の手続規則に従つてできる限りすみやかに開催されるための措置をとる。臨時会期の議事日程は、当該会期が召集された目的に係るものに限る。

(e) 署名当事者総会のいかなる会合においても、署名当事者の過半数の代表が出席していなければならない。各署名当事者は、一の票を有する。実質事項に關する決定は、代表が出席しかつ投票する署名当事者の三分の二以上の賛成票による議決で行なう。手続事項に關する決定は、代表が出席しかつ投票する署名当事者の単純過半数の賛成票による議決で行なう。ある事項が手続事項であるか実質事項であるかの紛争については、代表が出席しかつ投票する署名当事者の単純過半数票による議決で決定する。

(f) 署名当事者総会は、その手続規則を採択する。この手続規則には、議長その他の役員を選出に關する規定を含む。

(g) 各署名当事者は、署名当事者総会の会期に自己の代表を派遣するための費用を負担する。署名当事者総会の会期の必要経費は、運用協定第八条の規定の適用上、インテルサットの事務費とみなす。

第九条（理事会の構成及び投票）

(a) 理事会は、次の理事で構成する。

(i) (b)の規定に従つて決定される最小出資率以上の出資率を有する各署名当事者を代表するそれぞれ一人の理事

(ii) 二以上の署名当事者（(i)の規定によつて代表されるものを除く）から成る各集団を代表するそれぞれ一人の理事。ただし、各集団において、署名当事者が總体として(b)の規定に従つて決定される最小出資率以上の出資率を

有し、かつ、一人の理事によつて代表されることについて合意することを条件とする。

④ 千九百六十五年モンローにおいて開催された国際電気通信連合の全権委員會議が定めた地域区分において同一の地域に属する五以上の署名当事者(①)又は②の規定によつて代表されるものを除く)から成る各集団を代表するそれぞれ一人の理事。もつとも、各集団において署名当事者が総体として有する出資率のいかにあつても、また、この④の理事の数は、国際電気通信連合が定めた地域区分において、各地域については二をこえず、すべての地域については五をこえないものとする。

(b)(i) この協定の効力発生の後署名当事者総会の第一回会期までの間においては、署名当事者又は署名当事者の集団に対し理事会において代表される資格を与える最小出資率は、すべての署名当事者の当初の出資率の大きさを上位から示す表中に第十三位を占める署名当事者の出資率に等しいものとする。

(ii) ①の期間の後には、署名当事者総会は、署名当事者又は署名当事者の集団に対し理事会において代表される資格を与える最小出資率を毎年決定する。この場合において、署名当事者総会は、理事(②)の規定に基づいて選定される理事を除く)の数が約二十となるように努める。

⑤ 署名当事者総会は、④の規定を行なうにあたり、次の規定に従つて最小出資率を定める。

(A) 決定を行なう際に理事会が二十人、二十一人又は二十二人の理事から成つてゐる場合には、署名当事者総会は、前回の決定を行なつた際に選定された署名当事者が前回の表中に占めていた順位より上位の順位を今回適用する表中に占める署名当事者の出資率を最小出資率として定める。

(B) 決定を行なう際に理事会が二十二人をこえる理事から成つてゐる場合には、署名当事者総会は、前回の決定を行なつた際に選定された署名当事者が前回の表中に占めていた順位より上位の順位を今回適用する表中に占める署名当事者の出資率を最小出資率として定める。

(C) 決定を行なう際に理事会が二十人未満の理事から成つてゐる場合には、署名当事者総会は、前回の決定を行なつた際に選定された署名当事者が前回の表中に占めていた順位より上位の順位を今回適用する表中に占める署名当事者の出資率を最小出資率として定める。

(D) ④に規定する順位決定方法の適用により理事の数が二十未満となる場合は、④に規定する順位決定方法の適用により理事の数が二十二をこえる場合には、署名当事者総会は、理事の数ができる限り二十となるように最小出資率を決定する。

(E) ④及び⑤の規定の適用上、(A)④の規定に基づいて選定される理事は、考慮に入れない。

(F) ④の規定に従つて決定される出資率は、その決定の後に開催される署名当事者総会の通常会期の最初の日に効力を生ずる。

(G) 署名当事者又は署名当事者の集団は、(A)④、⑤又は⑥の規定に基づいて代表されるための要件を満たす場合には、いつでも、理事会において代表される資格を有する。(A)④に規定する署名当事者の集団に属しては、その資格は、事務局が当該集団からの書面による要請を受領した時に効力を生ずる。ただし、理事会において代表されている集団の数が当該要請の受領の時に(A)④に規定する限度に達していない場合に限るものとし、(A)⑤に規定する限度に達している場合には、当該集団は、(D)の規定に基づく決定のため署名当事者総会の次の通常会期に対して要請

を提出することができる。

(d) 署名当事者総会は、(A)④に規定する署名当事者の集団の要請により、新たに又は継続して理事会において代表される集団を毎年決定する。このため、(A)④に規定する署名当事者の集団の数が国際電気通信連合の定めた地域区分においていずれか一の地域について二をこえず又はすべての地域について五をこえる場合には、署名当事者総会は、まず、(C)の規定に基づく書面による要請が提出されている各地域ごとに、総体として有する出資率が最高である集団を選定する。このようにして選定された集団の数が五未満の場合には、残りの集団は、(A)④に規定する限度内で、総体として有する出資率の上位の集団から順次選定される。

(e) (A)①、②又は③の規定に基づいて理事会において代表される署名当事者又は署名当事者の集団は、理事会における継続性を確保するため、出資率の調整の結果生ずるその出資率の変更にかかわらず、(b)又は(d)の規定による決定が行なわれるまでの間、単独に又は署名当事者の集団の一員として引き続き代表される。ただし、(A)④又は⑤の規定に基づいて構成されている集団が当該集団の一員である署名当事者の当該集団からの脱退によりこの条の規定に基づいて理事会において代表される資格を失う場合には、当該集団の一員として代表されないこととなる。

(f) (G)の規定に従ふことを条件として、各理事は、自己が代表する署名当事者又は署名当事者の集団の出資率のうち次の種類の業務のためのインテルサット宇宙部分の使用に基づいて算定される出資率に等しい票数を有する。

(i) 国際公衆電気通信業務
(ii) 当該国が管轄しない地域によつて隔てられた地域間又は公海によつて隔てられた地域間の国内公衆電気通信業務
(iii) 地上広帯域通信施設による連絡がなく、かつ、地上広帯域通信施設の効果的な設定を阻害するような自然の特殊な障害によつて隔てられた地域間の国内公衆電気通信業務。ただし、署名当事者総会が第三条(b)(ii)の規定によつて必要とされる承認を事前に与えた場合に限り。

(g) (f)の規定の適用上、次の措置をとる。

(i) 運用協定第六条(d)の規定に従い出資率の減少を認められた署名当事者に関しては、その減少は、当該署名当事者によるすべての種類の使用について比例的に適用する。

(ii) 運用協定第六条(d)の規定に従い出資率の増加を認められた署名当事者に関しては、その増加は、当該署名当事者によるすべての種類の使用について比例的に適用する。

⑥ 運用協定第六条(b)の規定に従い〇・〇五パーセントの出資率を有し、かつ、(A)④又は⑤の規定に基づいて理事会において代表される集団の一員を構成する署名当事者に関しては、その出資率は、(f)に掲げる種類の業務のためのインテルサット宇宙部分の使用に基づいて算定されたものとみなす。

(h) ①の期間の後には、署名当事者総会において代表される署名当事者及び署名当事者の集団が総体として有する票数の四十パーセントをこえる票を投ずることができないものとし、四十パーセントをこえる場合には、四十パーセントをこえる部分の票数は、他の理事に均等に分配する。

ない。)が出席していなければならない。

(j) 理事会は、全会一致で決定を行なうように努める。もつとも、全会一致の合意が得られない場合には、決定は、次の賛成票による議決で行なう。

(i) すべての実質事項については、理事会において代表される署名当事者及び署名当事者の集団が総体として有する票数の三分の二以上(80%)に規定する四十パーセントをこえる部分の票数の分配を考慮に入れる。)を有する四人以上の理事の賛成票又は理事の総数から三を減じた数以上の理事(その有する票数のいかにを問わない。)の賛成票

(ii) すべての手続事項については、出席しかつ投票する理事の単純過半数の賛成票。この場合において、各理事は、一の票を有する。

(k) ある事項が手続事項であるか実質事項であるかの紛争については、理事会の議長が決定する。議長の決定は、出席しかつ投票する理事の三分の二以上の多数による議決でくつがえすことができる。この場合において、各理事は、一の票を有する。

(l) 理事会は、適当と認めるときは、その責任の遂行について補佐を受けるため諮問委員会を設置することができる。

(m) 理事会は、その手続規則を採択する。この手続規則には、議長及び必要とされるその他の役員の選出方法を含む。(i)の規定にかかわらず、手続規則は、役員の選出のための投票手続で理事会が適当と認めるものを規定することができる。

(n) 理事会の第一回会合は、運用協定の附属書(2)の規定に従つて招集する。理事会は、必要に応じて会合するものとし、少なくとも年に四回会合する。

第十条(理事会の任務)

(a) 理事会は、インテルサット宇宙部分の企画、開発、建設、設定、運用及び維持につき並びに

インテルサットのその他の活動をこの協定、運用協定及び締約国総会の第七条の規定に基づく決定に従つて遂行することについて責任を有する。理事会は、この責任を遂行するため、この協定及び運用協定によつて自己に属する権限及び任務を有し及び遂行する。その権限及び任務には、次のものを含む。

(i) インテルサット宇宙部分の企画、開発、建設、設定、運用及び維持並びにインテルサットが行なうことを認められるその他の活動に關する方針及び計画を採択すること。

(ii) 調達の手続、規則及び条件で第十三条の規定に適合するものを採択し、並びに調達契約を承認すること。

(iii) 財政方針及び年次財務諸表を採択し、並びに予算を承認すること。

(iv) 発明及び技術情報に係る権利の取得、保護及び付与に關する方針及び手続で運用協定第十七条の規定に適合するものを採択すること。

(v) 第八条(b)(v)にいう一般規則の制定に關し署名当事者総会に勧告すること。

(vi) 署名当事者総会が定める一般規則に従い、インテルサット宇宙部分の使用についての地球局の承認、インテルサット宇宙部分を使用する地球局の動作特性の検査及び監視並びに地球局によるインテルサット宇宙部分の使用の調整のための基準及び手続を採択すること。

(vii) 署名当事者総会が定める一般規則に従い、インテルサット宇宙部分容量の割当てを規律する条件を採択すること。

(viii) 署名当事者総会が定める一般規則に従い、インテルサット宇宙部分使用料率を定期的に定めること。

(ix) 運用協定第五条の規定に従い、同条に規定する資本限度額の増加に關し適当な措置をとること。

(x) 第十五条(c)の特権及び免除を規定する本部

協定につきインテルサットの本部の所在する締約国と行なわれる交渉に關して指示を与え、同協定を決定のため締約国総会に提出すること。

(xi) 署名当事者総会が定める一般規則に従い、インテルサット宇宙部分の使用について非標準地球局を承認すること。

(xii) 署名当事者総会が第八条(b)(v)の規定によつて定める一般規則及び第五条(d)の規定に従い、締約国の管轄外にある電気通信事業体によるインテルサット宇宙部分の使用のための条件を定めること。

(xiii) 運用協定第十条の規定に従い当座貸越のための取決め及び借入れについて決定すること。

(xiv) インテルサットの活動に關する年次報告及び年次財務諸表を署名当事者総会に提出すること。

(xv) 将来の計画に關する報告(計画についての財政上の予測を含む。)を署名当事者総会に提出すること。

(xvi) 理事会が署名当事者総会による審議を適当と認めるその他の事項に關し報告及び勧告を署名当事者総会に提出すること。

(xvii) 締約国又は署名当事者がこの協定又は運用協定に基づく義務を履行することができようにするため、当該締約国又は当該署名当事者が要請する情報を提供すること。

(xviii) 第十二条の規定に従い暫定事務局局長を、第七条、次条及び第十二条の規定に従い事務局局長を、任命し及び解任すること。

(xix) 第十二条(d)(i)の規定に従い暫定事務局局長となる者一人を、次条(d)(i)の規定に従い事務局局長となる者一人を、事務局の上級職員の中から指名すること。

員の中から指名すること。

(xx) 暫定事務局局長又は事務局局長の勧告に基づき事務局のすべての職員の数、地位及び雇用条件を決定すること。

(xxi) 暫定事務局局長又は事務局局長によるその直屬の上級職員任命を承認すること。

(xxii) 次条(c)(ii)に規定する契約について措置をとること。

(xxiii) インテルサット宇宙部分のために使用される周波数を国際電気通信連合の手続規則に従つて同連合に通告することに関し、一般的な内部規則を定め及び個個の場合に決定を行なうこと。

(xxiv) 第三条(b)(ii)にいう助言を署名当事者総会に提示すること。

(xxv) インテルサット宇宙部分施設とは別個の宇宙部分施設の設定、取得又は使用に關し、第十四条(c)の規定に従い認定を勧告の形式で表明し、及び同条(d)又は(e)の規定に従い締約国総会に対して助言を提示すること。

(xxvi) 第十六条及び運用協定第二十一条の規定に従いインテルサットからの署名当事者の脱退について措置をとること。

(xxvii) 第十七条(b)の規定に従いこの協定の改正案につき見解を表明し及び勧告すること、運用協定第二十二條(a)の規定に従い運用協定の改正を提案すること並びに運用協定第二十二條(b)の規定に従い運用協定の改正案につき見解を表明し及び勧告すること。

(b) 理事会は、第六条(b)及び(c)の規定に従い次のことを行なう。

(i) 理事会に対する締約国総会又は署名当事者

總會の決議、勧告及び見解に妥協な考慮を払うこと。

(ii) 決議、勧告及び見解についてとつた措置又は決定に關する情報並びにその措置又は決定の理由を、締約國總會又は署名当事者總會に對する報告に記載すること。

第十一条(事務局長)

(a) 事務局は、事務局長を長とし、その構成は、この協定の効力発生の後六年以内に定する。

(b) (i) 事務局長は、インテルサットの首席職員とし、インテルサットを法的に代表する。事務局長は、すべての管理業務の遂行につき理事會に對し直接に責任を負う。

(ii) 事務局長は、理事會の方針及び指示に従つて行動する。

(iii) 事務局長は、締約國總會の確認を条件として、理事會が任命する。理事會は、正当な事由があるときは、自己の権限として事務局長を解任することができる。

(iv) 事務局長の任命及び事務局長のその他の職員の選定にあたり、最高水準の誠実性、能力及び能率を確保することに最大の考慮を払う。事務局長及び事務局長のその他の職員は、インテルサットに對する各自の責任と両立しない行動を慎む。

(c) (i) 恒久的な管理措置は、インテルサットの基本的な目的及び國際的性格に適合し、並びにインテルサットが高度の品質と信頼性とを有する電氣通信施設を商業的基礎の上に提供する義務に適合するものとする。

(ii) 事務局長は、インテルサットに代わり、技術上及び運用上の業務を、費用に妥協な考慮を払つたうえで、かつ、能力、効率及び能率に合致する範囲内で可能な最大限度まで、一又は二以上の能力のある事業体に対し契約によつて委託する。それらの事業体は、種々の國籍のもの又はインテルサットが所有し及び管理する國際的な企業体であることができる。

る。その契約は、事務局長が交渉し、締結し及び実施する。

(d) (i) 理事會は、事務局長が不在であり若しくはその任務を遂行することができなくなつた場合又は事務局長の職が空席となつた場合に事務局長代理となる者一人を事務局の上級職員の中から指名する。事務局長代理は、この協定及び運用協定によつて事務局に属するすべての権限を行使する能力を有する。事務局長の職が空席となつた場合には、事務局長代理は、(b)の規定に従つてできる限りすみやかに任命されかつ確認を経た事務局局長が就任するまでの間、その任務を遂行する。

(ii) 事務局局長は、自己の権限のうち事情に應ずるために必要なものを事務局の他の職員に委任することができる。

第十二条(暫定的な管理及び暫定事務局長)

(a) 理事會は、この協定の効力発生の後次のことを優先して行なう。

(i) 暫定事務局局長を任命すること及び暫定事務局局長を補佐するために必要な職員の採用を承認すること。

(ii) (e)の規定に従い管理業務契約について措置をとること。

(iii) (f)の規定に従い恒久的な管理措置に關する研究に着手すること。

(b) 暫定事務局局長は、最初の事務局局長が就任するまでの間、インテルサットを法的に代表する。暫定事務局局長は、理事會の方針及び指示に従い、(e)の規定に従つて締結される管理業務契約(附屬書Aに規定するものを含む。)の遂行について責任を有する。暫定事務局局長は、管理業務契約者の契約に基づく業務の遂行につき理事會に十分にかつ常時報告する。暫定事務局局長は、できる限り、管理業務契約者がインテルサットに代わつて行なう主要な契約の交渉に、参加する。

となく、出席し又は代理を出席させることによつてこれを傍聴する。このため、理事會は、暫定事務局局長を補佐する少数の技術者を事務局の職員として任命することを承認することができる。暫定事務局局長は、理事會と管理業務契約者の間に介入してはならず、また、管理業務契約者に對する監督を行なつてはならない。

(c) 暫定事務局局長の任命及び事務局長のその他の職員の選定にあたり、最高水準の誠実性、能力及び能率を確保することに最大の考慮を払う。暫定事務局局長及び事務局のその他の職員は、インテルサットに對する各自の責任と両立しない行動を慎む。理事會は、正当な事由があるときは、暫定事務局局長を解任することができる。暫定事務局局長の職は、最初の事務局局長の就任の時に廃止する。

(d) (i) 理事會は、暫定事務局局長が不在であり若しくはその任務を遂行することができなくなつた場合又は暫定事務局局長の職が空席となつた場合に暫定事務局局長代理となる者一人を事務局の上級職員の中から指名する。暫定事務局局長代理は、この協定及び運用協定によつて暫定事務局局長に属するすべての権限を行使する能力を有する。暫定事務局局長代理は、理事會によつてできる限りすみやかに任命される。暫定事務局局長代理は、理事會に對する報告に、必要に応じて、(e)の規定に従つて締結される管理業務契約(附屬書Bに規定するものを含む。)の遂行について十分にかつ常時報告する。暫定事務局局長代理は、できる限り、管理業務契約者がインテルサットに代わつて行なう主要な契約の交渉に、参加する。

(ii) 暫定事務局局長は、自己の権限のうち事情に應ずるために必要なものを事務局の他の職員に委任することができる。

(e) (i) (a)の契約は、通信衛星会社(この協定において「管理業務契約者」といふ)とインテルサットとの間で締結する。その契約は、この協定の効力発生の日の後六年を経過するまでの間、附屬書Bに定める指針に従い、同附屬書に定めるインテルサットの技術上及び運用上の管理業務を行なうためのものとする。その契約には、管

理業務契約者に対する次の規定を含む。

(i) 理事會の方針及び指示に基づいて行動すること。

(ii) 最初の事務局局長の就任までの間は直接に、その後は事務局局長を通じて、理事會に對して責任を負うこと。

(iii) 暫定事務局局長が管理業務契約に基づく業務の遂行につき理事會に常時報告するために必要なすべての情報及び暫定事務局局長が管理業務契約者によつてインテルサットに代わつて行なわれる主要な契約の交渉に、参加することなく、出席し又は代理を出席させることによつてこれを傍聴するために必要なすべての情報を、暫定事務局局長に提供すること。

(iv) 管理業務契約者は、管理業務契約に基づくその責任の範囲内で又は理事會が別段の承認を与えるところにより、インテルサットに代わつて契約を交渉し、締結し、変更し及び実施する。管理業務契約者は、管理業務契約に基づく権限により又は理事會が別段の承認を与えるところにより、その責任の範囲内でインテルサットに代わつて契約書に署名する。その他のすべての契約書には、暫定事務局局長が署名する。

(f) (i) (a)の研究は、できる限りすみやかに、いかなる場合にもこの協定の効力発生の後一年以内に開始する。その研究は、理事會が行なうものとし、また、前条の規定に適合し及び最高の能率と効率とを有する恒久的な管理措置の決定に必要な情報を提供することを目的とする。その研究においては、特に、次の事項に妥協な考慮を払う。

(ii) 前条(c)(i)に定める原則及び同条(c)(ii)に規定する方針

(iii) 暫定協定の適用期間中及びこの条に規定する暫定的な管理措置の期間中に得た経験
(iv) 世界各地の電氣通信事業体が採用する組織及び手続。特に、方針と管理との整合及び管理の能率を考慮する。

(iv) 先進技術を応用して多数国間で共同で行なう事業に關する情報で(ii)に規定する情報と同様のもの

(v) 世界の諸地域の三人以上の経営専門家による委託研究報告

(g) 理事会は、この協定の効力発生の後四年以内に、(a)(ii)の研究の結果に關する包括的な報告(事務局の構成に關する理事会の勧告を含む)を締約国総会に提出する。理事会は、また、この報告の写しを署名当事者総会並びにすべての締約国及び署名当事者にできる限りすみやかに送付する。

(h) 締約国総会は、この協定の効力発生の後五年以内に、(g)に規定する理事会の報告及びこれについて署名当事者総会が表明した見解を審議して、前条の規定に適合する事務局の構成を決定する。

(i) 事務局局長は、(a)(ii)にいう管理業務契約の終了の一年前又は千九百七十六年十二月三十一日のいずれか早い方の時までに就任する。この(i)の規定に従つてその時までに就任することができるときに、理事会は、事務局局長を任命し、締約国総会は、その任命について確認する。事務局局長は、その就任と同時に、すべての管理業務(暫定事務局局長が事務局局長の就任までの間に行なつていた任務を含む)についての責任及び管理業務契約者の業務の遂行を監督する責任を有する。

(j) 事務局局長は、理事会の方針及び指示に従い、恒久的な管理措置がこの協定の効力発生の日の後六年以内に完全に実施されることを確保するために必要なすべての措置をとる。

(a) この条の規定に従ふことを条件として、インテルサットが必要とする資材及び役務の調達には、公開の国際入札において品質、価格及び最も有利な納入時期の最良の組合せを提示する入札者との契約の締結によつて行なう。この条の

第十三条 (調達)

役務とは、法人が提供する役務をいう。

(b) 最良の組合せを提示する二以上の入札がある場合には、契約は、インテルサットの利益のために世界的な競争を奨励するように締結する。

(c) 公開の国際入札は、運用協定第十六条に明示的に規定する場合には、省略することができ。

第十四条 (締約国及び署名当事者の権利及び義務)

(a) 締約国及び署名当事者は、この協定の前文その他の条項に規定する原則に合致して、また、それを助長するように、この協定に基づく各自の権利及び義務を行使し及び履行する。

(b) すべての締約国及び署名当事者は、この協定及び運用協定に基づき代表を派遣する資格を有するすべての会合及びインテルサットが招集し又は主催するその他の会合に、インテルサットが当該会合のために必要な取決めに従い、当該会合の開催の場所にかかわらず、出席し及び参加することができる。事務局は、各会合を招請する締約国又は署名当事者との取決めに、出席する資格を有するすべての締約国及び署名当事者の代表の招請への入国及び当該会合の期間中の滞在に關する規定を含めることを確保する。

(c) 締約国若しくは署名当事者又は締約国の管轄内にある者がその国内公衆電気通信業務の必要を満たすため、インテルサット宇宙部分施設とは別個の宇宙部分施設を設定し、取得し又は使用することを意図する場合には、当該締約国又は署名当事者は、当該施設の設定、取得又は使用に先立ち理事会と協議する。理事会は、当該施設及びその運用が現存の又は計画されたインテルサット宇宙部分による無線周波数スペクトル及び軌道空間の使用と技術的に両立するかどうかに關する認定を勧告の形式で表明する。

(d) 締約国若しくは署名当事者又は締約国の管轄

内にある者がその国際公衆電気通信業務の必要を満たすため、インテルサット宇宙部分施設とは別個の宇宙部分施設を設定し、取得し又は使用することを単独に又は共同して意図する場合には、当該締約国又は署名当事者は、当該施設の設定、取得又は使用に先立ち、当該施設及びその運用が現存の又は計画されたインテルサット宇宙部分による無線周波数スペクトル及び軌道空間の使用と技術的に両立することを確保しかつインテルサットの世界衛星組織が経済的な著しい損害を被ることを回避するため、理事会を通じて、すべての関係情報を締約国総会に提供し及びこれと協議する。その協議の後、締約国総会は、理事会の助言を考慮して、この(d)の規定により考慮すべき事項に關する認定及び当該施設の提供又は使用がすべての参加者間のインテルサット宇宙部分による直通の通信回線の設定を阻害しないという保障に關する認定を勧告の形式で表明する。

(e) 締約国若しくは署名当事者又は締約国の管轄内にある者がその特殊電気通信業務(国内業務であるか国際業務であるかを問わない)の必要を満たすため、インテルサット宇宙部分施設とは別個の宇宙部分施設を設定し、取得し又は使用することを意図する場合には、当該締約国又は署名当事者は、当該施設の設定、取得又は使用に先立ち、理事会を通じて、締約国総会に對しすべての関係情報を提供する。締約国総会は、理事会の助言を考慮して、当該施設及びその運用が現存の又は計画されたインテルサット宇宙部分による無線周波数スペクトル及び軌道空間の使用と技術的に両立するかどうかに關する認定を勧告の形式で表明する。

(f) 締約国総会又は理事会のこの条の規定による勧告は、前項に規定する手続の開始の日から六箇月以内に行なう。このため、締約国総会の臨時会期を招集することができる。

(g) この協定は、インテルサット宇宙部分施設と

は別個の宇宙部分施設の設定、取得又は使用であつてもつばら国家の安全保障を目的とするものについては適用しない。

第十五条 (インテルサットの本部並びに特権及び免除)

(a) インテルサットの本部は、ワシントンに置く。

(b) インテルサット及びその財産は、この協定が認める活動の範囲内で、すべての締約国において、所得に對するすべての国税、財産に對するすべての直接国税並びに世界衛星組織に使用するため打ち上げられる電気通信衛星並びにその構成部分及び部品に對する関税を、免除される。各締約国は、インテルサット及びその財産が、インテルサットの特殊な性格に留意して望ましい範囲内で、所得に對する租税及び財産に對する直接税並びに関税をさらに免除されることを關係国内手続に従つて実現するため、最善の努力を払ふことを約束する。

(c) インテルサットの本部が領域内に所在する締約国以外の各締約国はこの(c)にいう認定書に従い、また、インテルサットの本部が領域内に所在する締約国はこの(c)にいう本部協定に従い、インテルサット、インテルサットの職員、議定書及び本部協定に定める種類のインテルサットの使用者、締約国及び締約国の代表、署名当事者及び署名当事者の代表並びに仲裁手続に参加する者に対し、適当な特権及び免除を与える。特に、各締約国は、それらの者がその任務を遂行するにあたりその権限の範囲内で行なつた行為又は書面若しくは口頭による陳述に關し、この(c)にいう本部協定及び議定書に定める限度及び範囲内で訴訟手続を免除する。インテルサットの本部が領域内に所在する締約国は、できる限りすみやかに特権及び免除に關する本部協定をインテルサットと締結する。本部協定には、すべての署名当事者(領域内に本部の所在する締約国が指定した署名当事者を除く)が、その

資格において活動する限り、当該締約国の領域内でインテルサットから取得した所得に対する国税を免除される旨の規定を含む。その他の締約国も、また、できる限りすみやかに特権及び免除に関する議定書を締結する。本部協定及び議定書は、この協定とは別個のものとし、それぞれ終了の条件を定める。

第十六条 (脱退)

(a) いずれの締約国又は署名当事者も、インテルサットから任意に脱退することができる。締約国は、その脱退の決定を書面によつて寄託政府に通告する。署名当事者の脱退の決定は、その署名当事者を指定した締約国が書面によつて事務局に通告するものとし、その通告は、その締約国がその署名当事者の脱退の決定の通告を受諾することを意味する。

(b) 任意の脱退は、(i)に規定する通告の受領の日以後三箇月で、又は通告に明示されている場合にはその三箇月の期間の満了の後の運用協定第六條(四)の規定に基づく出資者の決定の日、効力を生じ、この協定及び運用協定は、その時に、当該締約国又は当該署名当事者について効力を失う。

(b)(i) 締約国がこの協定に基づくいずれかの義務に違反した疑いがある場合において、締約国総会は、その旨の通告を受けて又は自己の発意によつて行動し、その締約国の申立てを考慮した後義務の違反が事実であると認めるときは、その締約国がインテルサットから脱退したものとみなす決定を行なうことができる。この協定は、その決定の日、その締約国について効力を失う。このため、締約国総会の臨時会期を招集することができる。

(ii) いずれかの署名当事者が署名当事者としての資格においてこの協定又は運用協定に基づくいずれかの義務(運用協定第四條(a)の規定に基づく義務を除く)に違反した疑いがあり、かつ、その義務の違反を指摘した理事会

の決議について事務局から書面による通告を受けた後三箇月以内に当該義務の違反を是正しなかつた場合には、理事会は、その署名当事者又はこれを指定した締約国の申立てを考慮した後、その署名当事者の権利を停止することができるものとし、また、その署名当事者がインテルサットから脱退したものとみなすべきである旨を署名当事者総会に勧告することができる。署名当事者総会がその署名当事者又はこれを指定した締約国の申立てを考慮した後、理事会の勧告を承認した場合に、その署名当事者の脱退は、その承認の日、効力を生ずるものとし、この協定及び運用協定は、その日にその署名当事者について効力を失う。

(c) いずれかの署名当事者が運用協定第四條(a)の規定に従つて支払うべき額を支払期限の後三箇月以内に支払わなかつた場合には、その署名当事者のこの協定及び運用協定に基づく権利は、自動的に停止する。その署名当事者が支払うべき額の額をその停止の後三箇月以内に支払わず又はその署名当事者を指定した締約国がその期間内に(四)の規定に基づく署名当事者の交代を行なわなかつた場合には、理事会は、その署名当事者又はこれを指定した締約国の申立てを考慮した後、その署名当事者がインテルサットから脱退したものとみなすべきである旨を署名当事者総会に勧告することができる。署名当事者総会は、その署名当事者の申立てを考慮した後、その署名当事者がインテルサットから脱退したものとみなす決定を行なうことができる。この協定及び運用協定は、その決定の日、その署名当事者について効力を失う。

(d) 締約国としての資格における締約国が脱退する場合に、その締約国によつて指定された署名当事者又は署名当事者としての資格におけるその締約国は、同時に脱退するものとし、この協定及び運用協定は、この協定が署名当事者を指

定した締約国について効力を失う日に、その署名当事者についても効力を失う。

(e) 署名当事者がインテルサットから脱退するいずれの場合においても、署名当事者を指定した締約国は、署名当事者の資格を引き受け若しくはその脱退の日、効力を生ずる新たな署名当事者の指定を行ない、又はインテルサットから脱退する。

(f) 締約国は、なんらかの理由により、自らその指定した署名当事者に代わること又は新たな署名当事者を指定することを希望する場合には、その旨を書面によつて委託政府に通告する。この協定及び運用協定は、新たな署名当事者が前に指定された署名当事者の履行していないすべての義務を承継し及び運用協定に署名した時に、新たな署名当事者について効力を生じ、同時に、前に指定された署名当事者について効力を失う。

(g) 通告により脱退する締約国及びその指定した署名当事者又は通告により脱退する署名当事者は、委託政府又は事務局が(四)の規定に基づく脱退の決定の通告を受領した時に、インテルサットのすべての機関において代表される権利及び投票する権利を失ひ、その通告の受領の後、いかなる義務又は責任をも有しない。ただし、その署名当事者は、理事会が運用協定第二十一條(四)の規定に従つて別段の決定を行なわなかつた限り、その通告の受領の前に承認された契約上の債務及びその通告の受領の前の作爲又は不作爲から生ずる責任を履行するために必要な資本分担金の自己の分担額を負担する責任を有する。

(h) 署名当事者は、その権利が(四)又は(四)の規定に基づいて停止されている期間中、この協定及び運用協定に基づく署名当事者のすべての義務及び責任を引き続き有する。

(i) 署名当事者総会が、(b)(ii)又は(四)の規定に従い、署名当事者がインテルサットから脱退した

ものとみなすべきである旨の理事会の勧告を承認しないとの決定を行なつた場合には、権利の停止は、その決定の日、解除されるものとし、その署名当事者は、その後は、この協定及び運用協定に基づくすべての権利を有する。ただし、署名当事者の権利が(四)の規定に基づいて停止されている場合には、その権利の停止は、その署名当事者が運用協定第四條(a)の規定に従つて支払うべき額を支払うまで解除されない。

(j) 署名当事者総会が、(b)(ii)又は(四)の規定に従い、署名当事者がインテルサットから脱退したものとみなすべきである旨の理事会の勧告を承認した場合に、その署名当事者は、その承認の後、いかなる義務又は責任をも有しない。ただし、その署名当事者は、理事会が運用協定第二十一條(四)の規定に従つて別段の決定を行なわなかつた限り、その承認の前の承認された契約上の債務及びその承認の前の作爲又は不作爲から生ずる責任を履行するために必要な資本分担金の自己の分担額を負担する責任を有する。

(k) 締約国総会が、(b)(i)の規定に従い、締約国がインテルサットから脱退したものとみなす決定を行なつた場合には、署名当事者としての資格におけるその締約国又はその締約国が指定した署名当事者は、その決定の後、いかなる義務又は責任をも有しない。ただし、署名当事者としての資格におけるその締約国又はその締約国が指定した署名当事者は、理事会が運用協定第二十一條(四)の規定に従つて別段の決定を行なわなかつた限り、その決定の前の承認された契約上の債務及びその決定の前の作爲又は不作爲から生ずる責任を履行するために必要な資本分担金の自己の分担額を負担する責任を有する。

(l) インテルサットとこの協定及び運用協定が効力を失つた署名当事者との間の決済は、(f)の規定に基づく署名当事者の交代の場合を除くは

か、運用協定第二十一条に定めるところによつて行なう。

(ii) (a) (i)の規定に基づく締約国の脱退の決定の通告は、寄託政府がすべての締約国及び事務局に送付するものとし、事務局は、その通告をすべての署名当事者に送付する。

(iii) 締約国総会は、(b) (i)の規定に従い、締約国がインテルサットから脱退したものとみなす決定を行なつた場合には、事務局は、すべての署名当事者及び寄託政府に通告するものとし、寄託政府は、その通告をすべての締約国に送付する。

(iv) (a) (i)の規定による署名当事者の脱退の決定の通告及び(b) (ii) (c)又は(d)の規定による署名当事者の脱退の通告は、事務局がすべての署名当事者及び寄託政府に送付するものとし、寄託政府は、その通告をすべての締約国に送付する。

(v) (b)又は(c)の規定に基づく署名当事者の権利の停止は、事務局がすべての署名当事者及び寄託政府に通告するものとし、寄託政府は、その通告をすべての締約国に送付する。

(vi) (e)の規定に基づく署名当事者の交代は、寄託政府がすべての締約国及び事務局に通告するものとし、事務局は、その通告をすべての署名当事者に送付する。

(vii) いかなる締約国又はその指定した署名当事者も、国際電気通信連合における当該締約国の地位の変更に伴う直接の結果としてインテルサットから脱退することを要求されない。

(viii) 第十七条 (改正)
(a) いずれの締約国も、この協定の改正を提案することができる。改正案は、事務局に提出するものとし、事務局は、これをすみやかにすべての締約国及び署名当事者に配布する。

布の後の最初の通常会期又は第七条の規定に従つてそれ以前に招集される臨時会期において改正案を審議する。締約国総会は、改正案に關して署名当事者総会又は理事会から受領した見解及び勧告を考慮する。

(c) 締約国総会は、第七条に定める定足数及び投票に關する規定に従い改正案について決定する。締約国総会は、(b)の規定に従つて配布された改正案を修正することができるものとし、また、改正案又は修正された改正案に直接に關連して生ずる改正案については、(b)の規定による配布が行なわれていない場合においても決定することができる。

(d) 締約国総会が承認した改正は、寄託政府が次の(i)又は(ii)の国から改正の承認、受諾又は批准の通告を受領した後、(e)の規定に従つて効力を生ずる。

(i) 締約国総会がその改正を承認した日に締約国であつた国の三分の二。ただし、この三分の二の締約国又はその指定した署名当事者がその日に出席率の全体の三分の二以上を有していたことを条件とする。

(ii) 締約国総会がその改正を承認した日に締約国であつた国の八十五パーセント以上。もつとも、締約国又はその指定した署名当事者がその日に有していた出席率のいかなる間もない。

(e) 寄託政府は、(d)の規定によつて改正の効力発生效に必要とされる受諾、承認又は批准の通告を受領したときは、直ちにその旨をすべての締約国に通知する。改正は、その通知の発出の日以後九十日で、すべての締約国(改正の受諾、承認又は批准を行なつておらず、かつ、インテルサットから脱退していないものを含む)について効力を生ずる。

(f) 改正は、(d)及び(e)の規定にかかわらず、締約国総会がこれを承認した日の後八箇月を経過する前又は十八箇月を経過した後は、効力を生じない。

第十八条 (紛争の解決)

(a) この協定に基づく権利及び義務又は締約国が運用協定第十四条(c)若しくは同協定第十五条(c)の規定によつて引き受けた義務に關して、締約国相互の間又はインテルサットと一若しくは二以上の締約国との間に生ずるすべての法律上の紛争は、別段の解決が適當な期間内に行なわれな

い限り、附屬書Cに從つて仲裁に付する。この協定又は運用協定に基づく権利及び義務に關して、一又は二以上の締約国と一又は二以上の署名当事者との間に生ずる法律上の紛争は、当該締約国及び当該署名当事者が合意する場合に限る。

(b) この協定に基づく権利及び義務又は締約国が運用協定第十四条(c)若しくは同協定第十五条(c)の規定によつて引き受けた義務に關して、締約国と締約国でなくなつた国との間又はインテルサットと締約国でなくなつた国との間に、その国が締約国でなくなつた後に生ずるすべての法律上の紛争は、別段の解決が適當な期間内に行なわれな

い限り、仲裁に付する。その仲裁は、締約国でなくなつた国が同意する場合に限り、附屬書Cに從つて行なう。(d)の規定に従つて紛争が仲裁に付された後、その紛争の当事者である国が締約国でなくなつた場合又はその紛争の当事者である国若しくは電気通信事業体が署名当事者でなくなつた場合には、その仲裁は、継続し、完了する。

(c) インテルサットといずれかの締約国との間の協定から生ずるすべての法律上の紛争は、その協定に含まれる紛争の解決に關する規定に従う。その紛争は、そのような規定がない場合において、別段の解決が行なわれず、かつ、その当事者が合意するときは、附屬書Cに從つて仲裁に付することができる。

第十九条 (署名)

(a) この協定は、千九百七十一年八月二十日から、この協定の効力発生の時又は九箇月の期間が満了する時のいずれか早い方の時まで、ワシントンにおいて次の政府による署名のために開放する。

(i) 暫定協定の締約国政府
(ii) 国際電気通信連合の連合員であるその他の国の政府

(b) この協定に署名する政府は、批准、受諾若しくは承認を条件としない又は批准、受諾若しくは承認を条件とする旨の宣言を付して署名することができる。

(c) (a)のいずれの国も、署名のための開放が終了した後この協定に加入することができる。

(d) この協定には、いかなる留保をも付することができない。

(e) この協定は、この協定が署名のために開放された日に暫定協定の締約国であつた国の三分の二が、批准、受諾若しくは承認を条件としない署名し又は批准し、受諾し、承認し若しくは加入した日の後六十日で、効力を生ずる。ただし、次のことを条件とする。

(i) その三分の二の暫定協定の締約国又はその指定した特別協定の署名当事者が、この協定が署名のために開放された日に、特別協定に基づく割当率の三分の二以上を有していたこと。

(ii) その三分の二の暫定協定の締約国又はその指定した電気通信事業体が運用協定に署名していること。

運用協定の附屬書(2)の規定は、その適用上、前記の六十日の最初の日に効力を生ずる。この協定は、この(a)の規定にかかわらず、署名のために開放された日の後八箇月を経過する前又は十八箇月を経過した後は、効力を生じない。

(b) この協定は、(a)の規定に基づくこの協定の効力発生の日後に批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する国については、その寄託の日

に効力を生ずる。

(c) 批准、受諾又は承認を条件としてこの協定に署名する国の政府がその署名の時に又はその後この協定の効力発生までの間に要請する場合に

は、この協定は、(a)の規定に基づくこの協定の効力発生の日からその国について暫定的に適用することができ、暫定的適用は、次のいずれかの時に終了する。

(i) その政府がこの協定の批准書、受諾書又は承認書を寄託したとき。

(ii) その政府がこの協定を批准し、受諾し又は承認することなしにこの協定の効力発生の日から二年を経過したとき。

(iii) その政府がこの協定を批准し、受諾し又は承認しないことを決定した旨を(ii)に規定する期間の満了前に通告したとき。

(iv) 暫定的適用が(ii)又は(iii)の規定によつて終了したときは、当該締約国及びその指定した署名当事者の権利及び義務については、第十六条(b)及び(i)の規定を適用する。

(d) この条の規定にかかわらず、この協定は、いずれの国についても、その政府又はこの協定に従つてその政府の指定した電気通信事業者が運用協定に署名するまでの間、効力を生ぜず又は暫定的に適用されない。

(e) この協定は、その効力発生の際に、暫定協定に代わるものとし、かつ、暫定協定を終了させる。

第二十一条 (雑則)

(a) インテルサットの公用語及び業務用語は、英語、フランス語及びスペイン語とする。

(b) 事務局の内部規則には、すべての締約国及び署名当事者に対し、要請に応じ、インテルサットの文書の写しをすみやかに配布することについて規定する。

(c) 事務局は、国際連合総会決議第七百二十一号(第十六回会期)に従い、国際連合事務局長及び関係専門機関に対し、情報としてインテルサットの活動に関する年次報告を送付する。

第二十二條 (寄託政府)

(a) アメリカ合衆国政府は、この協定の寄託政府とする。第十九条(b)の規定に基づく宣言、批准書、受諾書、承認書又は加入書、暫定的適用の要請、改正の批准、受諾又は承認の通告、インテルサットから脱退する決定の通告及びこの協定の暫定的適用の終了の通告は、同政府に寄託する。

(b) この協定は、英語、フランス語及びスペイン語をひとしく正文とし、寄託政府に寄託する。寄託政府は、この協定に署名し又はその加入書を寄託したすべての政府及び国際電気通信連合に対しこの協定の認証書を交付するものとし、また、それらの政府及び国際電気通信連合に対し、署名、第十九条(b)の規定に基づく宣言、批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託、暫定的適用の要請、第二十条(a)に規定する六十日の期間の開始、この協定の効力発生、改正の批准、受諾又は承認の通告、改正の効力発生、インテルサットからの脱退の決定、脱退及びこの協定の暫定的適用の終了を通知する。六十日の期間の開始の通知は、その期間の最初の日に行なう。

(c) 寄託政府は、この協定が効力を生じたときは、国際連合憲章第二二条の規定に従つてこの協定を国際連合事務局に登録する。

以上の証拠として、全権委員は、ワシントンに会合してその全権委任状を示し、それが良好妥当であると認められた後、この協定に署名した。

千九百七十一年八月二十日にワシントンで作成した。

附屬書 A 暫定事務局長の任務

協定第十二条(b)に規定する暫定事務局長の任務には、次のものを含む。

(1) インテルサットの通信量の予測を常時行ない、このため、通信需要を測定するための地域的な会合を定期的に招集すること。

(2) 標準地球局によるインテルサット宇宙部分の使用の申請を承認し、非標準地球局による使用の申請を理事会に報告し、並びに現存の及び計画された地球局の運用開始の期日に関する記録を維持すること。

(3) 署名当事者、地球局のその他の所有者及び管理業務契約者が提出する報告に基づき、現存の及び計画されたすべての地球局の技術上及び運用上の能力及び限界に関する記録を維持すること。

(4) 使用者への周波数の割当てについて記録業務を行ない、及び国際電気通信連合に対する周波数の通告について措置をとること。

(5) 理事会が承認した諸計画案を基礎として、資本及び經常費に係る予算並びに収入の必要額の見積りを作成すること。

(6) 理事会に対しインテルサット宇宙部分使用料について勧告すること。

(7) 理事会に対し会計上の方針について勧告すること。

(8) 会計帳簿を保持し、理事会が要求するところに従い会計検査のために提示し、並びに毎月の及び年次の財務諸表を作成すること。

(9) 署名当事者の出資率を算出し、署名当事者に対し資本分担金を、使用者に対しインテルサット宇宙部分使用料を請求し、インテルサットに代わり現金による支払を受領し、及び署名当事者に対しインテルサットに代わり収入の分配その他現金による支払を行なうこと。

(10) 資本分担金の支払が遅滞している署名当事者及びインテルサット宇宙部分使用料の支払が遅滞している使用者について理事会に通知すること。

(11) 事務局が行なつた権限内の購入及び契約に關してインテルサットに提出された請求書を承認し及び支払い、並びに管理業務契約者が理事会により権限を与えられてインテルサットに代わつて行なつた購入及び契約に係る支出額を管理業務契約者に払い戻すこと。

(12) インテルサットの職員に社会保障に關する計画を実施し、並びにインテルサットの職員に対しその給与及び正当と認められる費用を支払うこと。

(13) 手元資金を投資し又は預金し、及びインテルサットの義務の履行に必要な額を投資又は預金から引き出すこと。

(14) インテルサットの財産勘定及び減価償却勘定を維持すること、並びにインテルサットの財産につき必要とされる目録を作成するため管理業務契約者及び関係署名当事者に取りきめること。

なつた諸決定の記録を維持し、並びにこれらの機関の会合において行なわれた決定について報告及び通信文を作成すること。

(四) 締約国総会、署名当事者総会及び理事会の統制規則並びにこれらの機関の諮問委員会に対する付託事項の解釈について補佐すること。

(五) 締約国総会、署名当事者総会及び理事会並びにこれらの機関の諮問委員会の会合のために措置をとること。

(六) インテルサットに代わつて行なわれる契約及び購入に関する手続及び規則を勧告すること。

(七) 契約者（管理業務契約者を含む。）の義務の履行について理事会に常時通知すること。

(八) インテルサットのすべての調達のため入札者の国際名簿を編集し及び維持すること。

(九) 自己の任務を遂行するために必要な契約（任務の遂行のため他の事業体から援助を受けることについての契約を含む。）を交渉し、締結し及び実施すること。

(十) インテルサットに対し自己の任務に関連する範囲内で法律上の助言を行ない、又はそのために措置をとること。

(十一) 適当な広報活動を行なうこと。

(十二) 協定第十五条(c)に規定する特権及び免除に関する議定書についての交渉のため、会議を準備し及び招集すること。

附属書B 管理業務契約者の任務及び管理業務契約の指針

(1) 管理業務契約者は、協定第十二条の規定に従い次の任務を遂行する。

(a) 理事会に対しインテルサットの目的に直接に関連する研究及び開発の計画を勧告すること。

(b) 理事会が承認するところに従い、

(i) 自ら又は他の事業体若しくは個人との契約により研究及び開発を行なうこと。

(ii) 工学、経済学及び費用効果の分野における

る衛星組織の研究を行なうこと。

(iii) 衛星組織の擬似試験及び評価を行なうこと。

(iv) 新たな電気通信衛星業務に対する潜在的な需要を研究し及び予測すること。

(v) インテルサット宇宙部分のために宇宙部分施設を調達する必要性について理事会に助言すること。

(vi) 理事会が承認するところに従い、宇宙部分施設の調達のため提案の要請（仕様書を含む。）を作成し及び配布すること。

(vii) 提案の要請に応じて提出されたすべての提案を評価し、及びこれらの提案について理事会に勧告すること。

(viii) 調達の規則及び理事会の決定に従い、

(i) インテルサットに代わつて宇宙部分に関するすべての契約を交渉し、締結し、変更し及び実施すること。

(ii) 打上げ業務及び必要な支援活動について取決めを行ない、並びに打上げに協力すること。

(iii) インテルサット宇宙部分及び打上げ用又は打上げ業務用の設備を保護するため保険の措置をとること。

(iv) 電気通信衛星の配置、操作及び試験を行なうため衛星の追跡、遠隔測定、指令及び管制に係る業務（これらの業務の提供に参加する署名当事者及び地球局のその他の所有者の活動の調整を含む。）を提供し、又はそのために措置をとること。

(v) 衛星の動作特性、障害及び効率並びに地球局が使用する衛星の電力及び周波数の監視に係る業務（これらの業務の提供に参加する署名当事者及び地球局のその他の所有者の活動の調整を含む。）を提供し、又はそのために措置をとること。

(vi) 理事会に対しインテルサット宇宙部分が使用する周波数及び電気通信衛星の配置計画を

勧告すること。

(h) インテルサット運用センター及び宇宙機械技術管制センターを運用すること。

(i) 理事会に対し標準地球局の義務的及び非義務的な動作特性について勧告すること。

(j) 非標準地球局によるインテルサット宇宙部分の使用の申請について評価すること。

(k) 理事会の決定するところに従いインテルサット宇宙部分容量の単位を割り当てること。

(l) 理事会の採択に付するため、衛星組織の運用につき、計画（通信網の構成の研究及び非常対策を含む）、手続、手引き、実施方法及び基準を作成し及び調整すること。

(m) インテルサット宇宙部分を使用する地球局に対する周波数の割当てに係る計画を作成し、調整し及び配布すること。

(n) 衛星組織の状況（使用の現状及び予測を含む。）に関する報告を作成し及び配布すること。

(o) 署名当事者その他の使用者に対し電気通信の新たな業務及び方式に関する情報を配布すること。

(p) 協定第十四条(d)の規定の適用上、インテルサット宇宙部分施設とは別個の宇宙部分施設がインテルサットに及ぼすおそれのある技術上及び運用上の影響（インテルサットの周波数計画及び配置計画に対する影響を含む。）を分析し、理事会に報告すること。

(q) 暫定事務局局長が附属書A(四)の規定に従つて理事会に対して負う責任を履行するために必要な情報を暫定事務局局長に提供すること。

(r) 発明及び技術情報に係る権利の運用協定第十七条の規定に基づき取得、開示、付与及び保護について勧告すること。

(s) 理事会の決定に基づき、発明及び技術情報に係るインテルサットの権利を運用協定第十

七条の規定に従つて署名当事者その他の者の使用に供するための措置をとり、及びインテルサットに代わり発明及び技術情報に係る権利に関する取決めを行なうこと。

(t) (a)から(s)までに規定する任務の遂行に必要なすべての運用上、技術上、財政上、調達上及び事務上の活動並びに支援活動を行なうこと。

(2) 管理業務契約には、協定第十二条の関連規定を実施するための条項及び次のことを規定する条項を含む。

(a) 管理業務契約者が管理業務契約に基づいて正当に負担した直接及び間接の費用であつて記録されかつ確認されたものをインテルサットがアメリカ合衆国ドルで払い戻すこと。

(b) 理事会と管理業務契約者との間で取りきめる定額の年間報酬をアメリカ合衆国ドルで管理業務契約者に支払うこと。

(c) 理事会が管理業務契約者と協議して(a)の費用につき定期的に検討すること。

(d) インテルサットに代わり契約の誘引及び交渉を行なうにあたり、協定及び運用協定の関連規定に従い、インテルサットの調達の方針及び手続を遵守すること。

(e) 発明及び技術情報に関する事項で運用協定第十七条の規定に適合するもの

(f) 署名当事者の指名した者のうちから管理業務契約者の同意を得て理事会が選定した技術職員を宇宙部分用設備の設計及び仕様の評価に参加させること。

(g) 管理業務契約に關しインテルサットと管理業務契約者との間に生ずる紛争又は見解の相違を国際商業会議所の調停及び仲裁規則に従つて解決すること。

(h) 理事がその責任を遂行するために必要とする情報を管理業務契約者が理事会に提供すること。

附屬書C

協定第十八条及び運用協定第二十条に規定する紛争の解決手続に関する規定

第一条

この附屬書による仲裁手続の当事者は、協定第十八条及び運用協定第二十条並びに運用協定の附屬書に規定する当事者に限る。

第二条

この附屬書に従つて正当に構成される三人の仲裁人から成る仲裁裁判所は、協定第十八条及び運用協定第二十条の規定並びに運用協定の附屬書に基づいて仲裁に付されるいかなる紛争についても決定する権限を有する。

第三条

(a) 各締約国は、締約国総会の第一回通常会期及びその後の各通常会期の開催の日より六十日前まで、当該会期の終了の時から締約国総会の次の通常会期の終了の時までの間のこの附屬書に従つて構成される仲裁裁判所の長又は仲裁人として任務を遂行することができる二人以内の法律専門家の氏名を事務局に提出することができる。事務局は、このようにして指名されたすべての者の名簿を作成するものとし、指名国が提出する履歴書をその名簿に添付し、当該会期の開催の日より三十日前までにすべての締約国にその名簿を配布する。指名された者がなんらかの理由により締約国総会の会期の開催の日より六十日の間に裁判長団の構成員として選定されることが不可能となつた場合には、指名国は、締約国総会の会期の開催の日より十四日前まで、その指名された者に代わる他の法律専門家の氏名を提出することができる。

(b) 締約国総会は、仲裁裁判所の長として選定されることとなる十一人を裁判長団の構成員として(a)の名簿から選定し、かつ、各構成員について一人の予備員を選定する。構成員及び予備員の任期は、(a)の期間とする。構成員が裁判長団の任務に従事することが不可能となつた場合には、

は、その予備員が交代する。

(c) 裁判長団は、その議長を指名するため、裁判長団の選定の後でできる限りすみやかに事務局によつて招集される。裁判長団の会合の定足数は、十一人のうち九人とする。裁判長団は、一回又は必要に応じて二回以上の秘密投票において、少なくとも六人の構成員の賛成票による議決で構成員の一人を議長に指名する。そのようにして指名された議長は、裁判長団の構成員としての自己の任期の間議長として在任する。裁判長団の会合の経費は、運用協定第八条の規定の適用上、インテルサットの事務費とみなす。

(d) 裁判長団の構成員及びその予備員の両者がその任務を遂行することができなくなつた場合には、締約国総会は、これらの者の空席を(a)の名簿のうちから補充する。もつとも、締約国総会の会期が空席の生じた日の後九十日以内に開催されない場合には、空席は、理事会の選定により(a)の名簿のうちから補充する。この選定にあたり、各理事は、一の票を有する。任期が満了しない構成員又は予備員の後任者として選定された者の任期は、前任者の残任期間とする。裁判長団の議長は、(e)の手続に従い裁判長団がその構成員の一人を指名することによつて補充する。

(e) 締約国総会又は理事会は、(b)又は(d)の規定に従い裁判長団の構成員及び予備員を選定するにあたり、裁判長団の構成が妥当な地理的代表及び締約国間の主要法系を常に反映するように努力する。

(f) 任期の満了の時に仲裁裁判所の任務に従事している裁判長団の構成員又は予備員は、当該仲裁裁判所において進行中の仲裁手続が終了するまでの間引き続きその任務を遂行する。

(g) 法律紛争が協定の効力発生の日から(b)の規定による最初の裁判長団及び予備員の構成までの間に第一条に規定する当事者の間に生じた場合には、千九百六十五年六月四日の仲裁に関する

補足協定第三条(b)の規定に従つて構成された裁判長団を当該紛争の解決についての裁判長団とする。その裁判長団は、協定第十八条及び運用協定第二十条の規定並びに運用協定の附屬書の適用上、この附屬書に従つて行動する。

第四条

(a) 法律紛争を仲裁に付することを希望する申立人は、各相手方及び事務局に対し次の事項を記載した文書を提出する。

(i) 仲裁に付される紛争、相手方が仲裁に参加することを必要とする理由及び求める救済についてそれぞれ詳細な陳述

(ii) 紛争の対象である事項がこの附屬書に従つて構成される仲裁裁判所の権限内にある理由及び仲裁裁判所が、申立人に有利に決定する場合に、求める救済を与えることのできる理由についての陳述

(iii) 申立人が交渉により又は仲裁以外の方法によつて妥当な期間内に紛争を解決することができなかつた理由についての陳述

(iv) 協定第十八条又は運用協定第二十条の規定により当事者の合意のあることがこの附屬書に従つて仲裁を行なうための条件となる紛争の場合には、その合意の証明

(v) 申立人が仲裁人として指名する一人の者の氏名

第五条

(a) 相手方は、相手方のすべての者が前条(a)の文書の写しを受領した日から六十日以内に、仲裁人として一人の者を指名する。相手方は、単独で又は共同して、その期間内に各当事者及び事務局に対し同条(a)の文書に対する答弁(紛争の対象である事項から生ずる反対請求を含む)を文書によつて提出することができる。事務局は、裁判長団の議長に対しその文書の写しをす

みやかに提供する。

(b) 相手方が所定の期間内に(a)の指名を行わなない場合には、裁判長団の議長は、第三条(a)の規定に従つて事務局に氏名が提出されている法律専門家のうちから指名を行なう。

(c) 二人の仲裁人が指名された後三十日以内に、これらの仲裁人は、第三条の規定に従つて構成された裁判長団のうちから仲裁裁判所の長として第三の者を合意によつて選定する。その期間内に合意に達しなかつた場合には、指名された二人の仲裁人のうちいずれの者も、その旨を裁判長団の議長に通報することができるものとす。同議長は、十日以内に裁判長団のうちから自己以外の一人の構成員を仲裁裁判所の長として指名する。

(d) 仲裁裁判所は、その長が選定された時に構成される。

第六条

(a) 仲裁裁判所に空席が生じた場合において、その理由が仲裁手続の当事者にとつてやむを得ない事情によるもの又は仲裁手続の適正な進行に反しないものであると仲裁裁判所の長又は残りの仲裁人が認めるときは、その空席は、次の規定に従つて補充する。

(i) 空席が当事者によつて任命された仲裁人が欠けた結果生じた場合には、その当事者は、空席が生じた後十日以内に後任者を選定する。

(ii) 空席が仲裁裁判所の長が欠けた結果又は裁判長団の議長によつて任命された仲裁人が欠けた結果生じた場合には、後任者は、それぞれ前条(c)又は(b)に定める方法で裁判長団のうちから選定される。

(b) 仲裁裁判所の空席が(a)に規定する理由以外の理由によつて生じた場合又は(a)に規定する理由によつて生じた空席が補充されない場合には、残りの仲裁人は、第二条の規定にかかわらず、いずれかの当事者の要請により仲裁手続を継続

し及び仲裁裁判所の最終決定を行なう権限を有する。

第七条

(a) 仲裁裁判所は、開廷の日及び場所を決定する。

(b) 仲裁手続は、公開せず、仲裁裁判所に提出されるすべての資料は、秘密とする。ただし、インターネット並びに締約国であつてその指定した署名当事者が仲裁手続の当事者であるもの及び署名当事者であつてそれを指定した締約国が仲裁手続の当事者であるものは、出席する権利を有するものとし、また、提出された資料について知ることが出来る。インターネットが仲裁手続の当事者である場合には、すべての締約国及び署名当事者は、出席する権利を有するものとし、また、提出された資料について知ることが出来る。

(c) 仲裁裁判所は、その権限について争いがある場合には、最初にその問題を取り扱い、できる限りすみやかに決定を行なう。

(d) 仲裁手続は、書面によつて行なう。各当事者は、事実及び法に係る自己の主張を裏づける証拠を書面によつて提出する権利を有する。ただし、仲裁裁判所が適当と認めるときは、口頭で陳述及び証言を行なうことができる。

(e) 仲裁手続は、申立人が自己の主張、関係事実及びその証拠並びに援用する法の原則についての申立てを行なうことによつて開始される。その申立てに対して相手方の反対申立てが行なわれる。申立人は、相手方の反対申立てに対して答弁を行なうことができる。その後の陳述は、仲裁裁判所が必要であると決定した場合に限り行なうことができる。

(f) 仲裁裁判所は、紛争の対象である事項から直接に生ずる反対請求を審理し、決定することができる。ただし、その反対請求が協定第十八条及び運用協定第二十条並びに運用協定の附属書に規定する仲裁裁判所の権限内にある場合に限り

る。

(g) 当事者が仲裁手続の期間中に合意に達した場合には、その合意は、当事者の合意による仲裁裁判所の決定として記録される。

(h) 仲裁裁判所は、紛争が協定第十八条及び運用協定第二十条並びに運用協定の附属書に規定する自己の権限外のものであると決定する場合には、仲裁手続の期間中いつでも、仲裁手続を終了させることができる。

(i) 仲裁裁判所の評議は、秘密とする。

(j) 仲裁裁判所の決定は、理由を示した書面によつて行なう。その決定は、二人以上の仲裁人によつて支持されなければならない。その決定に同意しない仲裁人は、その意見を記載した別個の書面を提出することができる。

(k) 仲裁裁判所は、その決定を事務局に送付する。事務局は、すべての締約国及び署名当事者に対し当該決定を配布する。

(l) 仲裁裁判所は、仲裁手続に必要であり、かつ、この附属書に規定する手続規則に適合する追加手続規則を採択することができる。

第八条

一方の当事者がその立場を表明しない場合には、他方の当事者は、仲裁裁判所に対し自己に有利に決定することを求めることができる。仲裁裁判所は、その決定に先立ち、自己が権限を有すること及び当該他方の当事者の立場が事実及び法において十分な根拠を有することを確認する。

第九条

(a) 締約国であつてその指定した署名当事者が仲裁手続の当事者であるものは、仲裁手続に参加し、追加の当事者となる権利を有する。参加は、仲裁裁判所及び他の当事者に対する書面による通告によつて行なう。

(b) 他の締約国並びに署名当事者及びインターネットサットは、紛争に係る決定に実質的な利害関係を有すると認める場合には、仲裁裁判所に対し、仲裁手続に参加しかつ追加の当事者となる

ための許可を申請することができる。仲裁裁判所は、申請を行なつた者がその紛争に係る決定に実質的な利害関係を有すると決定する場合には、その申請を承認する。

第十条

仲裁裁判所は、当事者の要請により又は職権により、自己を補佐するために必要な専門家を任命することができる。

第十一条

各締約国、各署名当事者及びインターネットサットは、仲裁裁判所が、当事者の要請により又は職権により、紛争の処理及び解決に必要であると決定するすべての情報を提供する。

第十二条

仲裁裁判所は、紛争の審理中は、最終決定までの間、各当事者の権利を保全するために適当と認める暫定措置を指示することができる。

第十三条

(a) 仲裁裁判所の決定は、(i)協定及び運用協定並びに(ii)一般に認められた法の原則に基づかなければならない。

(b) 仲裁裁判所の決定(第七条(g)の規定に基づく当事者の合意によるものを除く)は、すべての当事者を拘束し、それらの当事者は、決定を誠実に履行する。インターネットサットが当事者である場合には、インターネットサットのいずれかの機関の決定が協定及び運用協定によつて認められず又はそれらに適合しないという理由により無効であると仲裁裁判所が決定するときは、その仲裁裁判所の決定は、すべての締約国及び署名当事者を拘束する。

(c) 仲裁裁判所は、その決定の意味又は範囲に関し、紛争のある場合には、当事者の要請により、その決定を解釈する。

第十四条

仲裁裁判所が紛争の特殊な事情により別段の決定を行なわないう限り、仲裁裁判所の費用(仲裁人の報酬を含む)は、両当事者が均等に分担する。

当事者が二以上の者から成る場合には、仲裁裁判所は、その者の間に、その当事者の分担額を割り当てる。インターネットサットが当事者である場合には、仲裁に係る費用は、運用協定第八条の規定の適用上、インターネットサットの事務費とみなす。

附屬書D 経過規定

(1) インテルサットの活動の継続性

通信衛星暫定委員会の暫定協定又は特別協定に基づく決定であつてこれらの協定の終了の時に効力を有するものは、引き続き完全な効力を有する。ただし、その決定が協定及び運用協定により又はこれらの協定の実施によつて修正され又は廃棄された場合は、この限りでない。

(2) 管理

通信衛星会社は、協定の効力発生の後も、インターネットサット宇宙部分の企画、開発、建設、設定、運用及び維持に関し、暫定協定及び特別協定に基づく管理者について適用された業務条件と同一の条件に従ひ、管理者として引き続き行動するものとし、その任務を遂行するにあつては、協定及び運用協定のすべての関連規定に拘束され、特に、理事会の一般方針は個々の決定に従う。ただし、次の(i)及び(ii)の時は、この限りでない。

(i) 理事会が、事務局が協定第十二条の規定に基づく自己の任務の全部又は一部を遂行する責任を引き受けることができる旨の決定を行なう時。この時において、通信衛星会社は、事務局が引き受けた任務を遂行する責任を解除される。

(ii) 協定第十二条(ii)の管理業務契約が効力を生ずる時。この時において、この(ii)の規定は、その契約の範囲内にある任務について効力を失う。

(3) 地域代表

協定の協力発生の後暫定事務局局長の就任の日までの間においては、協定第九条(ii)の規定に基づく理事会において代表されることを求める署名当事者の集団の資格であつて協定第九条(c)

の規定に適合するものは、通信衛星会社が当該集団からの書面による要請を受領した時に効力を生ずる。

(4) 特権及び免除

締約国であつて暫定協定を締結していたものは、協定第十五条に規定するところにより本部協定及び議定書が効力を生ずるまでの間、協定の効力発生の直前に国際電気通信衛星事業団、特別協定の署名当事者並びに通信衛星暫定委員会及び同委員会への代表に対して与えていた特権及び免除をそれらに対応する者及び機関に対して与える。

税関における物品の評価に関する条約の締結について承認を求めるの件

税関における物品の評価に関する条約（一九六七年の改正を含む。）の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

この条約は、価額を課税標準として関税を課する場合の物品の評価方法を統一することにより関税交渉、貿易統計の比較等を容易にすることを目的とするものであつて、わが国がこの条約を締結することは、関税制度の国際的な統一を促進し、貿易活動の円滑化を図るとの見地から、有意義であると考へられる。よつて、この条約を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

税関における物品の評価に関する条約

この条約の署名政府は、国際貿易を容易にすることを希望し、関税に関する国際交渉を簡易にすること、及び物品の統一的な評価を基礎とする場合に外国貿易統計の比較が一層正確になることにかんがみ外国

貿易統計の比較を簡易にすることを希望し、税関における物品の価額の定義を最大限に統一することがこれらの目的を達成するうえでの重要な一歩となることを確信し、

欧州関税同盟研究団がこの分野においてブラッセルですでになしとげた作業の結果を考慮に入

れ、この問題について成果を得るための最善の方法が国際条約を締結することであると考へて、次のとおり協定した。

第一条

この条約の適用上、

(a) 「理事会を設立する条約」とは、千九百五十年十二月十五日にブラッセルで署名のために開放された関税協力理事会を設立する条約をいう。

(b) 「理事会」とは、(a)の関税協力理事会をいう。

(c) 「事務総局長」とは、理事会の事務総局長をいう。

第二条

第四条の規定に従ふことを条件として、各締約政府は、附属書Iに定める価額の定義（以下「定義」という。）を自国の国内法令に組み入れ、この条約が当該締約政府について効力を生ずる日から適用する。

第三条

各締約政府は、定義を適用するにあたり、附属書IIに定める解釈のための注釈（以下「注釈」という。）の規定に従ふ。

第四条

各締約政府は、次のことを行なうことにより定義の規定を補完することができる。

(a) 注釈の規定のうち必要と認めるものを定義の規定に挿入すること。

(b) 自国の国内法令上定義の規定を実施するために不可欠な法的形式を定義の規定に与え、必要なときは、定義の趣旨を明確にするため

の補足的規定を加えること。

第五条

(a) 理事会は、この条約の統一的な解釈及び適用を確保するため、その実施について監視する。

(b) (a)の目的のため、理事会は、評価委員会を設置するものとし、理事会の構成員でこの条約の適用を受けるものは、同委員会において代表される権利を有する。

第六条

評価委員会は、理事会の下でかつ理事会の指示に従つて、次の任務を行なう。

(a) 締約政府による税関における物品の評価に関する情報を取りまとめ、締約政府に配布すること。

(b) 定義及び注釈に関連する締約政府の国内法令、規則及び実務の研究を行ない、その結果に従い、定義及び注釈の統一的な解釈及び適用並びに標準的な規則及び実務の採用を確保するため理事会又は締約政府に勧告すること。

(c) 定義の適用のための解説書を作成すること。

(d) 自己の発意により又は要請に応じ、締約政府に対し、税関における物品の評価に関するすべての事項について情報を提供し又は助言を行なうこと。

(e) この条約に関し、必要と認める改正案を理事会に提出すること。

(f) 税関における物品の評価に関し、理事会が委任するその他の権限を行使し又は任務を遂行すること。

第七条

(a) 評価委員会は、毎年少なくとも三回会合する。

(b) 評価委員会は、議長及び一人又は二人以上の副議長を選出する。

(c) 評価委員会は、その構成員の三分の二以上の

多数による議決でその手続規則を定める。手続規則は、理事会の承認を受けるものとする。

第八条

この条約の附属書は、この条約の不可分の一部分をなすものとし、条約というときは、附属書を含む。

第九条

締約政府は、この条約と同じ日にブラッセルで署名のために開放された関税率表における物品の分類のための品目表に関する条約に附属する品目表の第三〇類及び第三三・〇六号に該当する物品の特殊な課税方法に関するこの条約に附属する議定書を受諾する。

第十条

(a) 他の国際協定のいかなる規定も、この条約と矛盾する限度において、この条約の締約政府の間においては、無効となる。

(b) この条約は、締約政府が当該締約政府につきこの条約が効力を生ずる前から他の国際協定により第三国政府に対して負つていた義務を軽減するものではない。ただし、締約政府は、状況が許す限りすみやかに、かつ、いかなる場合にもその国際協定の更新の際に、その国際協定をこの条約の規定に適合させるために必要なすべての措置をとる。

第十一条

(a) この条約の解釈又は適用に関する二以上の締約政府の間の紛争は、できる限り当該締約政府の間の交渉によつて解決する。

(b) 交渉によつて解決されなかつた紛争は、紛争の当事者が評価委員会に付託するものとし、同委員会は、これについて検討したうえ、その解決のために勧告する。

(c) 評価委員会が紛争を解決することができない場合には、同委員会は、これを理事会に付託するものとし、理事会は、理事会を設立する条約第三条(e)の規定に従つて勧告する。

(d) 紛争の当事者は、評価委員会又は理事会の勧

告に従うことを事前に約束することができる。

第十二条

(a) この条約は、千九百五十一年三月三十一日まで、理事会を設立する条約に署名した政府による署名のために開放しておく。

第十三条

(a) この条約は、批准されなければならない。

(b) 批准書は、ベルギー外務省に寄託するものとす。同外務省は、すべての署名政府及び加入政府並びに事務総局長に対して各寄託を通告する。ただし、いずれの政府も、理事会を設立する条約の批准書を寄託しない限り、この条約の批准書を寄託することができない。

第十四条

(a) この条約は、ベルギー外務省が七の政府の批准書を受領した日の後三箇月でこれらの政府について効力を生ずる。

(b) この条約は、(a)の日の後に批准する各署名政府については、その批准書がベルギー外務省に寄託された日の後三箇月で効力を生ずる。

第十五条

(a) この条約の署名政府でない政府であつて、理事会を設立する条約を批准し又はこれに加入したものは、千九百五十一年四月一日からこの条約に加入することができる。

(b) 加入書は、ベルギー外務省に寄託するものとす。同外務省は、すべての署名政府及び加入政府並びに事務総局長に対して各寄託を通告する。

(c) この条約は、いずれの加入政府についても、その加入書が寄託された日の後三箇月で効力を生ずる。ただし、前条(a)の規定に基づくこの条約の効力発生前においては、効力を生じない。

第十六条

(a) この条約は、無期限の有効期間を有する。ただし、いずれの締約政府も、第十四条(a)の規定に基づくこの条約の効力発生の日から五年を経

過した後は、いつでも、この条約から脱退することができる。脱退は、ベルギー外務省が脱退の通告を受領した日の後一年で効力を生ずる。ベルギー外務省は、その通告の受領をすべての署名政府及び加入政府並びに事務総局長に通告する。

(b) 理事会を設立する条約から脱退した締約政府は、この条約の締約政府でなくなる。

第十七条

(a) いずれの政府も、批准若しくは加入の時に、又はその後いつでも、ベルギー外務省に対する通告により、国際関係について自己が責任を負ういづれかの領域についてこの条約が適用されることを宣言することができるものとす。この条約は、ベルギー外務省がその通告を受領した日の後三箇月で、その通告中に特定する領域について適用される。ただし、この条約が当該政府について効力を生ずる前においては、適用されない。

(b) 国際関係について自己が責任を負ういづれかの領域につきこの条約が適用されることを(a)の規定に基づいて宣言したいずれの政府も、ベルギー外務省に対する通告により、当該領域につき、前条の規定に従つて脱退することができる。

(c) ベルギー外務省は、すべての署名政府及び加入政府並びに事務総局長に対し、この条の規定によつて受領した通告について通報する。

第十八条

(a) 理事会は、締約政府に対し、この条約の改正を勧告することができる。

(b) 改正を受諾する締約政府は、ベルギー外務省に対し、書面によつてその受諾を通告するものとす。同外務省は、すべての署名政府及び加入政府並びに事務総局長に対し、受諾の通告を受領した旨を通告する。

(c) 改正は、ベルギー外務省がすべての締約政府の受諾の通告を受領した後三箇月で効力を生ずる。

る。改正がすべての締約政府によつて受諾されたときは、ベルギー外務省は、すべての署名政府及び加入政府並びに事務総局長に対し、その旨及び改正が効力を生ずる日を通告する。

(d) いずれの政府も、改正が効力を生じた後は、その改正を受諾しない限り、この条約を批准し又はこの条約に加入することができない。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

千九百五十年十二月十五日にブラッセルで、ひとしく正文である英語及びフランス語によつて原本一通を作成した。原本は、ベルギー政府に寄託されるものとす。同政府は、各署名政府及び各加入政府に対し、その認証謄本を送付する。

ドイツのために
V・マルツァン

オーストリアのために

ベルギーのために
ポール・ファン・ゼーランド

デンマークのために
批准を条件として

ベント・ファルケンステイユルネ

フランスのために
J・ド・オートクロック

グレート・ブリテン及び北部アイルランドのために
J・H・ル・ルージュ

ギリシャのために
D・カプサリス

アイルランドのために

アイスランドのために
ペイトゥル・ベネディクトソン

イタリアのために

パスカーレ・ディアナ
ルクセンブルグのために
ロベール・アルス
ノールウェーのために
ヨハン・ゲオルグ・レイデル
オランダのために
G・ペーレルツ・ファン・ブクロランド
ポルトガルのために
エドゥアルド・ヴィエイラ・レイタオン
スウェーデンのために
G・デ・ロイテルシヨルド
スイスのために
トルコのために

附屬書I 価値の定義

第一条

(1) 価値を課税標準として関税を課する場合に、国内で使用するために輸入される物品の価値は、正常価格、すなわち、関税が納付されるべき時に、相互に独立した売手と買手との間で完全な競争条件の下において当該物品が販売される場合の価格とする。

(2) 輸入物品の正常価格は、次のことを仮定して決定する。

(a) 輸入物品が輸入国への持込みの港又は場所において買手に引き渡されること。

(b) 販売及び引渡し（輸入物品について持込みの港又は場所において行なわれるもの）に伴うすべての費用を売手が負担し、したがつて、その費用が正常価格に含まれること。

(c) 輸入国において課される関税及び他の諸税を買手が負担し、したがつて、その関税及び他の諸税が正常価格に含まれないこと。

第二条

(1) 相互に独立した売手と買手との間の完全な競争条件の下における販売は、特に、次のことを前提とする。

(a) 価格が唯一の対価であること。
(b) 価格が、売手又はこれと業務上の関係を有する者と、買手又はこれと業務上の関係を有する者との間の商業上の関係、資金上の関係その他の関係（契約による関係であるかどうかを問わないものとし、当該販売によつて生じた関係を除く。）によつて影響されていないこと。

(c) 当該物品のその後の再販売その他の処分又は使用による収益のいかなる部分も、直接であるか間接であるかを問わず、売手又はこれと業務上の関係を有する者に帰属しないこと。

(2) 二の者のうちいずれか一方の者が他方の者の業務若しくは財産になんらかの利害関係を有する場合、二の者がなんらかの業務若しくは財産に共通の利害関係を有する場合又は第三者が二の者の業務若しくは財産に利害関係を有する場合には、利害関係が直接のものであるか間接のものであるかを問わず、これらの二の者は、業務上の関係を有する者とする。

第三条

評価される物品が次のいずれかの物品である場合には、正常価格は、当該物品につき特許発明若しくは保護されている意匠を実施し又は外国商標を使用する権利の価額を含むものとして決定する。

- (a) 特許発明によつて製造される物品又は保護されている意匠が施された物品
- (b) 外国商標の下で輸入される物品
- (c) 外国商標の下における販売その他の処分又は使用に供するために輸入される物品

附屬書Ⅱ 価額の定義の解釈のための注釈

第一条の補則

注1

第一条(1)に規定する「関税が納付されるべき時」は、各国の法令によつて定めるものとし、

たとえば、国内で使用するための物品の申告が正当に行なわれ若しくは受理される時、関税が納付される時又は物品が引き取られる時とすることができ。

注2

第一条(2)に規定する「費用」には、特に、次の費用を含む。

- 運賃
- 保険料
- 手数料
- 仲介料

輸入国へ物品を持ち込むための書類を輸入国外で作成する費用（領事手数料を含む。）

輸入国外で課される関税及び他の諸税（免除されたもの並びに払戻しを受けたもの及び払戻しを受けるものを除く。）

容器（関税を課する場合に別個の物品として取り扱われるものを除く。）の費用及び包装の費用（労賃、材料費その他の費用をいう。）

積込費用

注3

正常価格は、評価される物品の数量と同一の数量による販売を前提として決定する。

注4

価額の決定要素又は支払われた若しくは支払われる価格の決定要素が輸入国の通貨以外の通貨で表示されている場合には、当該外国通貨は、輸入国の公認為替相場により輸入国の通貨に換算する。

注5

価額の定義の目的は、輸入国への持込みの港又は場所において完全な競争条件の下で輸入物品が販売されることとした場合にいずれの買手もその輸入物品を自由に入手することができる価格に基づく関税額の計算を、あらゆる場合に可能にすることである。この概念は、一般的に妥当する概念であり、物品が売買契約に基づいて輸入されるかどうかを問わず、また、当該売買契約

約の条件のいかんにかかわらず適用される。

もつとも、定義の適用とは、評価の時ににおける時価の調査を意味する。実際には、輸入物品が真正な販売の対象となつていない場合には、その販売において支払われた又は支払われる価格は、一般に、定義に定める正常価格を決定するための有効な指標と考えることができる。したがつて、支払われた又は支払われる価格は、評価の基礎として用いることができるものであり、次のことを条件として当該価格を当該輸入物品の価額として認めることが、関税行政機関に勧告される。

(a) 架空の又は虚偽の契約又は価格によつて関税を免れることを防止するために適当な措置をとること。

(b) 当該販売に係る条件で価額の定義において想定している条件と異なるものを考慮して必要と認められる調整を当該価格に加えること。

(b)の調整は、特に、第一条(2)及び同条の補則注2に規定する運賃その他の費用について、又は一手取扱代理者若しくは権利専有者に与えられた割引その他の価格の軽減について若しくは通常の競争価格からの異常な割引その他の軽減について必要となることがある。

第三条の補則

注1

第三条の規定は、第一条及び第二条の規定についていかなる制限をも課するものではない。

注2

第三条の規定は、さらに加工したうえで外国商標の下における販売その他の処分又は使用に供するために輸入される物品についても、適用することができる。

注3

次の者の商標は、外国商標として取り扱う。
(a) 評価される物品を輸入国外で栽培し、生産し、製造し、販売に供し、又は他の方法

によつて取り扱つた者

- (b) (a)の者と業務上の関係を有する者
- (c) (a)又は(b)の者との合意によつて制限された商標に係る権利を有する者

一般的補則

定義及び解釈のための注釈に示された価額の概念が税関に対する申告の対象となるすべての物品（関税が課されない物品及び数量を課税標準として関税が課される物品を含む。）の評価について適用されることが、勧告される。

附屬書Ⅲ

関税率表における物品の分類のための品目表の第三〇類及び第三三・〇六号に該当する物品の特殊な課税方法に関する議定書

税関における物品の評価に関する条約（以下「条約」という。）に署名するにあたり、条約の署名政府は、次のとおり協定した。

(1) 条約の署名政府は、条約が当該署名政府について効力を生ずる時において、小売用の形で輸入される次の物品について、条約に定義する正常価格に基づく課税方式ではなく国内小売価格に基づく課税方式を適用している場合には、引き続き当該課税方式を適用することができる。

(a) 関税率表における物品の分類のための品目表に關する条約の附屬書の第三〇類に該当する医療用品

(b) 同附屬書の第三三・〇六号に該当する調製香料及び化粧品類

(2) もつとも、関係政府は、これらの物品についての課税方式を条約の規定に適合させることの重要性を認め、できる限りすみやかにその実現に努める。

(3) この議定書は、条約が効力を生ずる日に効力を生ずる。

以上の証文として、下名は、各自の政府から正

当に委任を受けてこの議定書に署名した。

千九百五十年十二月十五日にブラッセルで、ひとしく正文である英語及びフランス語によつて原本一通を作成した。原本は、ベルギー政府に寄託されるものとし、同政府は、各署名政府及び条約に署名し又は加入する他の各政府に対し、その認証謄本を送付する。

ドイツのために

V・マルツァン

オーストリアのために

ベルギーのために

ポール・ファン・ゼーランド

デンマークのために

ベント・ファルケンスティエルネ

フランスのために

J・ド・オートクロック

グレート・ブリテン及び北部アイルランドのために

J・H・ル・ルージュテル

ギリシャのために

D・カプサリス

アイルランドのために

アイスランドのために

ペイトゥル・ベネディクトソン

イタリアのために

パスカーレ・ディアリーナ

ルクセンブルグのために

ロベール・アルス

ノールウェーのために

ヨハン・ゲオルグ・レイデル

オランダのために

G・ペーレルツ・ファン・ブロッランド

ポルトガルのために

エドゥアルド・ヴィエイラ・レイタオン

スウェーデンのために

G・デ・ロイテルショルド

スイスのために

トルコのために

昭和四十七年三月十五日印刷

昭和四十七年三月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

B